

平成30年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年12月4日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 福田浩二君 | 2番 | 吹場寿郎君 |
| 3番 | 大金清君 | 4番 | 川俣義雅君 |
| 5番 | 益子純恵君 | 6番 | 小川正典君 |
| 7番 | 鈴木繁君 | 8番 | 石川和美君 |
| 9番 | 益子明美君 | 10番 | 大金市美君 |
| 11番 | 川上要一君 | 12番 | 阿久津武之君 |
| 13番 | 小川洋一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 福島泰夫君 | 教育長 | 小川浩子君 |
| 会計管理者
兼会計課長 | 橋本民夫君 | 総務課長 | 高林伸栄君 |
| 企画財政課長 | 益子雅浩君 | 税務課長 | 小松重隆君 |
| 住民課長 | 薄井桂子君 | 生活環境課長 | 大武勝君 |

健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会 農事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笹沼公一	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番、鈴木 繁君及び8番、石川和美君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、請願の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは請願が1件でありまして、お手元に配付した請願文書表のとおり、町道芳井線交差点改修に関する請願書であります。この請願につきましては、11月27日開催の議会運営委員会に諮り、総務産業常任委員会に審査を付託することといたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

9月28日、南那須地区広域行政事務組合議会第3回定例会が招集されました。定例会では平成29年度の広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定、平成29年度広域行政事務組合病院事業決算の認定などが審議されました。

10月25日、栃木県町村議会議長会第2回議長会及び研修会が自治会館で開催されました。研修会では福田富一知事からロシア連邦カールガ州訪問のお話を初め、2022年とちぎ国体やデスティネーションキャンペーンなどの取り組みについてのお話をお聞きしました。議長会議では議長会の活動報告に続き、平成29年度決算を認定しました。

11月14日、群馬県上野村議会がバイオマス発電と防災型太陽光発電システムの行政視察で当町を訪れました。

11月27日、栃木県町村議会議長会議員研修会が自治会館で開催されました。この研修会は議員全員を対象としたもので、「議会改革の新たな動向と課題」、また「人口減少時代における自治体のあり方について」と題した2つの講演が行われました。今後の議会活動の参

考にしていまいりたいと考えます。

次に、9月定例会以降議長へ報告があった行事等について主なものを申し上げます。

まず、議員行政視察ですが、11月17日、18日の両日、山梨県北杜市、長野県南箕輪村を視察しました。具体的な移住定住施策の取り組みや子育て支援策についてのお話をいただき、実際の子育て支援住宅も見学させていただきました。

教育常任委員会の行政視察は10月30日、31日の両日に行いました。新潟県聖籠町では、「人と本」「人と人」が出会い交流できる「本のまち」としての図書館運営事業について、また、山形県庄内町では「子育て応援 日本一のまちづくり宣言」をした子育て支援事業について視察研修を行ったところです。

また、総務産業常任委員会の行政視察は、11月13日、14日の両日に行いました。秋田県五城目町では、「ご縁」を大切にした企業支援の取り組みや廃校舎の利活用について、また、福島県南会津町では、営農指導など新規就農者を支援とした移住定住施策の取り組みについてを視察研修を行ったところです。

今回の行政視察で得られた成果を今後の議会活動に生かしていきたいと考えます。

11月6日と8日の2日間、議会報告会を開催しました。参加者は少なく課題が残りましたが、議会や町政に対する要望や意見を多数いただきました。また、同日、各常任委員会にかかわる団体との意見交換会も開催いたしました。総務産業常任委員会は町観光協会及び馬頭温泉保護開発協会と、また、教育民生常任委員会は老人クラブ連合会と、それぞれ実施しております。

議会広報特別委員会は「議会だより」53号の編集、発行のため3回開催しました。また、10月10日、東京都砂防会館で開催された町村議会広報研修会に参加しております。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第5回定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

師走に入りまして朝夕の寒さも日に日に厳しさを増してまいりました。町民の皆様にはインフルエンザ予防、また、ことしは風疹の大流行などもあり、健康には十分ご留意いただきまして、体調を崩すことなく、平成最後の年の瀬をお過ごしくださいますようご祈念申し上げます。

また、今月の11日から31日までの21日間、年末の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。運動の重点項目は4点で、1点目は子供と高齢者の交通事故防止、2点目は全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、3点目が飲酒運転の根絶、そして4点目はライト4（フォー）運動の推進です。このライト4（フォー）運動というのは、午後4時には自動車などのライトを点灯し、歩行者等の早期発見に努めるというものです。

那珂川町は、ことし3年ぶりに「交通死亡事故ゼロ市町」ということで表彰を受けました。平成29年10月から30年9月末までの1年間で交通死亡事故がなかった市町は、県内において1市4町の5市町ということで、今後も交通死亡事故ゼロを継続させてまいりたいと切に願うものであります。

それでは、9月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

9月13日、県庁において「栃木県自殺対策トップセミナー」が開催され、出席いたしました。この会議は平成28年度改正の自殺対策基本法の施行を契機に、厚生労働省が自殺対策への理解促進や自殺対策計画の策定支援等を目的として、全都道府県を対象に開催されたものです。

10月1日、役場小川出張所の開所式を行いました。当日は議員各位、行政区長の皆様方のご臨席を賜り、すこやか共生館に移動しての小川出張所業務を8時30分のテープカットと同時に開始いたしました。

10月9日、国道293号整備促進期成同盟会による中央要望活動を行いました。関係市町である11自治体の職員等19名により、衆参国会議員、国土交通省、財務省などに対し早期事業の着手、予算化に向けての要望書を提出いたしました。

10月10日から13日まで、アメリカホースヘッズ村よりルイーズ・マッキントッシュ村長を初め、大人の方10名が姉妹都市交流訪町25周年記念事業により来町されました。12日に記念祝賀会が南平台温泉ホテルにおいて開催され、また13日には小川総合福祉センター内の

園地に、ホースヘッズ村では身近な木として村のあちらこちらで見かけるサトウカエデの木の記念植樹を行いました。

10月12日、富山の平塚正一郎氏が文部科学大臣より地方教育行政功労者表彰を授与され、19日に受賞の報告においでになりました。氏は平成17年から29年まで那珂川町教育委員会委員として在任され、平成21年からは委員長、27年からは教育長職務代理者を務められ、町の教育行政の円滑な運営のため、教育の振興に長きにわたりましてご尽力をいただきました。

同じく11月14日には、小川地区在住の高田榮順氏が瑞宝双光章を授与され、その報告にお見えになりました。氏は昭和44年から教育関係の職に携わり、平成21年から29年までの8年間は、町の教育委員会委員として在任し、本町の教育振興と充実にご尽力をいただきました。

10月13日、あじさいホールにおいて、那珂川町自治功労者表彰式を開催いたしました。今年度の表彰者は、自治功労者表彰12名、特別功労者表彰2名と高等学校2校、高額寄附者の2名に感謝状を贈呈させていただきました。

10月25日、小川在住の菊池友子さんが11月に富山県を会場に行われた「第31回全国健康福祉祭ねりんピック富山2018」に出場することが決まり、町長室で激励会を行いました。

11月2日、「平成30年度栃木県・市町村防災トップセミナー」が宇都宮市内で開催され、出席してまいりました。このセミナーの目的は、危機管理意識の一層の向上を図り、有事の際には的確な危機対応が図れることを目的として開催されたものです。

11月12日、宇都宮市マロニエプラザを会場に、平成30年度「いちご王国」プロモーション推進委員会が開催され、出席いたしました。イチゴの生産量日本一である本県が「いちご王国」栃木県としての地位を確立するとともに、栃木県のさらなるブランド価値向上と県産イチゴのさらなる発展を図るため、県を挙げて「いちご王国」プロモーションを展開するための推進委員会が開催されました。

以上、主なもののみ述べましたが、詳細につきましては配付した資料をごらんいただければと思います。

終わりに、本定例会には、議案では条例の制定や改正、補正予算など14議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

◎一般質問

○議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問を許可します。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 4番、日本共産党、川俣義雅です。

3点にわたって質問いたします。

最初に、入学準備金についてです。

日本国憲法第26条は、全て国民はひとしく教育を受ける権利を有する、義務教育は無償とすると書かれています。国も地方自治体もその実現に向けて努力する責務を負っています。その観点から、私は6月議会で給食におけるアレルギー食の実施と給食費の無償化について質問したところでした。この憲法第26条の規定を受けて、学校教育法第19条は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童、生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと定めています。

今回はこの就学援助の中の入学準備金について質問をします。

小学校でも中学校でも、入学に際してはお金がかかります。入学準備金は入学の支度にかかる費用を自治体が支援するもので、本来、入学前に支給すべきものだと思います。しかし、多くの自治体では入学後に支給されてきました。この那珂川町でもしかりです。

そこで、第1点として、町はいつ支給しているのか、入学前に支給がなされていない理由を伺います。

2点目に、入学準備金支給に関しての国の動きと、入学前に支給し始めた自治体の状況を伺います。

第3点目に、入学前に支給するためには手続上クリアすべきことは何なのかを伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） 入学準備金についてのご質問にお答えします。

まず1点目、入学前に支給していない理由についてですが、就学援助費の項目の一つであります新入学児童生徒学用品等について、申請者の世帯全員の前年度の所得が確定するのが6月であり、その後に所得を調査し、支給を決定していることから、入学前には支給していない状況です。

次に、2点目、国の動き、全国と県内自治体の入学前支給の状況についてですが、平成29年6月の文部科学省の調査によりますと、全国の平成29年度に小学校での入学前支給を実施及び今後実施予定、検討を含めた市町村は40.6%、中学校では49.1%です。

なお、栃木県内25市町のうち、小学校での実施、または今後実施予定、検討を含めると11市町、中学校は14市町であります。

次に、3点目、入学前に支給するために手続上クリアすべきことについてですが、就学援助制度と申請手続について十分に周知することや、入学予定者の把握は可能であります。しかし、転入転出や県立学校などに入学する児童生徒がいる場合も想定されますので、入学決定までの手続に期間を要しますので、今後これらの手続について他市町の事例を参考にしながら、新入学用品費の入学年度前支給について前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 入学準備金の入学前支給について前向きに検討ということですので、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

そこで、再質問をいたしたいと思います。

先ほど私が質問した中で1点、この那珂川町ではいつ支給しているのかという点が抜けていると思いますので、その点を1点。

それから、全国的に小学校では既に40.6%、中学校では49%の自治体で入学前に支給されていると。これから考えるというのではなくて、支給されているというふうに私のほうではつかんでいるんですが、その点がどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） まず1点目です。通常の就学援助費の支給月は7月と12月ということになっています。年2回でございます。

2点目は、国のほうの出した数字でございますので、そのとおりだと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） もう少し具体的に質問したいと思います。

小学校に入学するとして用意するものは、皆さんも考えてすぐわかるかと思うんですが、ランドセルがまずあります。ノートやはさみなどの文房具、体育着、上履き、図工用の粘土などの図工で使うもの、それから算数セットなどが考えられます。入学準備金の基準額は現在小学校では4万600円、中学校で4万7,400円ということになってはいますが、とてもこの金額では十分に賄うことができないのは明らかだと思います。

そこで、文科省では基準額、いわゆる予算単価を増額することを検討しているようですが、どうなっているかわかるでしょうか。そして、予算単価が引き上げられたら町でも引き上げる方針なのか伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） まず、平成31年度の国庫補助金の予算の単価ですけれども、現在、小学校が4万600円から6万3,100円に、それから中学校が現在4万7,400円から7万9,500円ということに値上げになることになっております。国のほうの改正によりまして、平成31年度から国庫補助金予算単価が引き上げられることになっておりますので、国から示されている金額に合わせまして、町としても引き上げを考えていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） かなり大幅な引き上げになるということなので、家庭でも助かるというふうに思います。ぜひよろしくをお願いします。

この入学準備金について2016年文科省は、共産党議員の質問に対して、入学準備金は必要な時期に必要な支給が行われることが望ましいと回答し、その後の要求に対しても、入学前の支給も可能とする交付要綱の改正を行いました。それによって2017年から2018年にかけて入学前に支給する自治体が、小学校で前年からの1年間に比べて8倍、中学校では5.3倍とふえました。

そこで、小学校について伺います。秋に就学児健診というのが行われます。そのときに保護者に説明し、手続に必要な用紙を配るようにして、入学前支給が実現できるように進めてもらいたいと私は考えていますが、いかがか伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 議員おっしゃるように、近隣市町の小学校の場合ですと、就学児健診の際に全ての新入児の保護者に周知文書を配布していると聞いております。当町でも入学時前に実施することになれば、その方法により対応していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ありがとうございます。

さらに、中学校については、家庭の状況というのはもう既にその子供が小学生のときにかかっているわけなので、小学校に先行して入学準備金を来年4月からの実施に踏み切ってもらいたいと考えますが、どうでしょうか、伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 中学校だけの先行実施という考えもあると思いますが、同じ家庭内で別々に支給する場合なども考えられますので、小学校、中学校とも同時に実施する方法が一番よいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） わかりました。よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

温水プール施設の設置についてです。

9月議会で益子純恵議員の質問に答えて、町民プールの建設を検討していく旨の答弁がありました。1年を通して使用できる温水の町民プール施設ができれば、児童生徒のみならず広く町民にとっても利用価値の高いものになると確信をしています。

そこでまず、4点伺います。

1点は、小・中学校のプールを廃止し、温水の町民プールでの水泳指導に移行することについて、教育委員会としての基本的考えを伺います。

2点目は、温水プール施設が町民の健康増進にどのように資すると考えているか伺います。

3点目は、生涯学習の観点から温水の町民プール施設をつくることに対する町民の期待をどのように考えているか伺います。

4点目は、町民プールができるまでの間、他市町でのプールを利用している町民がたくさんいます。その他市町でのプール利用料金を設置市町と同額にするために町から助成できないかを伺います。よろしくお願いします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 温水プール施設についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、小・中学校プールを廃止し、温水の町民プールに移行することについて、教育委員会としての基本的な考え方についてですが、現在、学校施設としてプールを運営している学校は、馬頭中学校、小川小学校、馬頭東小学校の3校であります。小川中学校については既に町民プールを利用し、体育授業を実施しており、馬頭小については、さくら市の施設で授業を実施している状況です。

子供たちの安全の確保やよりよい環境のもとでの授業を行うため、これまでの1校に1つのプールという考えから脱却して、小・中学校の学校プールと町民プールとしての機能をあわせ持つ効率性、利便性の高い施設の整備が必要であると考えております。

教育委員会としての基本的な考え方につきましては、平成30年9月の益子純恵議員に答弁したとおり、全天候型プールも視野に入れ、生涯学習課内において基本的な構想について検討しているところですが、その検討課題としてプールの形態と複数機能の付帯があります。プールの形態では児童生徒の利用とあわせて町民も利用できる通年利用型の温水プールや子供たちの送迎バスの運行、子供の居場所づくりが図れるかなど、また、複数機能の付帯では、近年の健康志向の向上にあわせたトレーニング施設などの付帯整備が必要となるのではないかと検討です。

建設費用やランニングコストを抑え、単にプールのための施設では集客が期待できませんので、施設のコンセプトを明確にした上で全体計画が完成した暁には、幼児から高齢者まで足を運んでいただき、生きがいを感じていただけるような機能の整備を進めてまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当の課長に答弁させます。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問の2点目、温水プール施設が町民の健康増進にどのように資するかについてですが、プールを活用することにより水泳を初めとする各種水中での運動を行うことができ、幼児から高齢者まで年代を問わない健康増進の一つとして考えております。特に水温、浮力、水圧、抵抗などの4つの水の特性を有効に活用することによって陸上とはまた別の効果が得られ、効用の高い健康づくりになると考えております。

具体的には、水中運動は有酸素運動の一つでもあり、肺や呼吸機能、筋力の増強に始まり、肥満の解消や血圧、血糖値の改善など生活習慣病の改善、予防、また体のリハビリを目的と

した介護予防などにも生かすことができることから、幅広い年代層の健康増進に役立つものと考えております。

次に、3点目、生涯学習の観点から、温水プール施設の建設に対する町民の期待についてですが、近年の健康志向もあり、町民のスポーツに対するニーズも多様化しております。その中であって、生活習慣病の予防や改善として運動を始める人が増加することも予想され、誰でも無理なく実施できる水中運動が注目されています。水中運動は他のスポーツと比較して、用具等を必要としないため、手軽に始めることができ、体への負担が少なく効果のある運動として評価されているとともに、特に高齢者にとっては気軽に始めやすい運動であり、計画的に運動を継続することが可能です。

町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりのため、子供の健やかな成長や町民の健康増進の観点、また、学校教育における教育課程での体育授業への対応などからも、町民プールは本町にとって重要な体育施設であり、その必要性、附帯については高いものがあると考えております。

基本構想策定において町民の皆様の意見や要望を十分にお聞きするとともに、専門家のアドバイスもいただきながら、経済的で効率的な身の丈に合った施設となるよう温水プールも選択肢の一つとして精査してまいりたいと考えております。

4点目、町民プールができるまでの間、他市町のプールを利用する場合の利用料金の助成についてですが、今後、関係部署とも協議しながら、調査研究してまいりたいと考えておりますが、プール整備につきましては多額の費用が必要となりますことから、他市町のプールを利用されている町民の皆様には、整備が完了するまでの間ご負担をおかけすることになりますが、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 水泳はほかの競技に比べれば道具が少ないという意味だと思うんですが、決して何も必要ではないということではありません。

再質問をします。

現在ある町民プールを解体するというのは、もう既存の方針だと思いますが、まだ温水にするかどうか、それは決定していないようですが、新たにつくるという町民プール、設置場所については既に計画があるのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の町民プール整備予定地についてご説明させていただきます。

平成25年12月3日開催、町議会12月定例会終了後にご説明申し上げておりますが、小川運動場整備計画、これは運動場及びテニス場、プール並びに駐車場整備に基づき、現在の町民プールを解体し、その敷地を活用して整備してまいりたいと考えているものでございます。当エリアにつきましては町都市計画マスタープランにおいて健康と福祉の拠点ゾーンとして位置づけられており、健康づくりの一環としてスポーツ施設の整備を図るものであります。

計画におきましては、既に運動場及び駐車場整備が完了しておりますが、プール整備を前提として新設されましたテニスコートを含めた外構工事につきましても、本事業において整備することが必要であると考えたものでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） わかりました。

温水の町民プールでの水泳指導となった場合のメリットなのですが、子供たちにとってどんなメリットがあると考えているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、子供たちのメリットということでご質問をいただいておりますが、今後こういった形で子供たちのいわゆるそういうメリッ的なものについて考えるか、今後その構想等において、子供たちの意見も聞きながら、若い方の意見を聞きながら、そのメニューを構想に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣議員に、どの細目について質問しているか、再質問はお願いしたいと思うんですけれども。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 1点目の小・中学校のプールを廃止して温水プールにという、その質問の再質問です。よろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） はい。

○4番（川俣義雅君） 子供たちにとっては泳げる子は楽しいですが、泳げない子にとっては非常に冷たい、そういうプールでの指導を受けるというのはかなりの苦痛なんですね。よく

泳ぐ前にシャワーを浴びますが、子供たちは地獄のシャワーというふうに言っています。本当にいきなり冷たい、20度ちょっとくらいの水に体をさらすわけですから、非常に大変です。水が冷たいと体が思うように動かなくて、水泳指導もままならない。それから解放できるというふうに思います。子供たちの泳力も今まで以上に伸びる可能性が十分あるというふうに考えています。子供たち、泳げるようになれば、それが自分の自信にもつながりますので、とてもいいことではないかと考えています。

では、指導する教員あるいは学校にとってのメリットというのをどんなふうに考えているでしょうか、お願いします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 学校には水泳指導者の先生もいらっしゃいますので、利用はあるかと思えます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 指導するほうも、子供たちが伸び伸びと楽しく授業を受けるようになれば、泳力向上につながるし、教えるほうの自信の向上にもつながるというふうに思います。

それから、全天候型温水プールですと、天候に左右されないで、例えば冷たいからきょうはプールをやめるとか、雨が降っているからやめるとか、ことしの場合には気温が高過ぎてやめるとか、さまざまな外でのプールでは制約がありました。それがなくなります。ですから、計画した時間に子供たちを連れて行って、きちんと指導ができると。そういうメリットがたくさんあるというふうに私は考えています。

この温水プール施設ですけれども、冒頭に触れたように幅広い町民、そして近隣の市民にとっても利用価値の高いものになると思えますが、将来を見通したまちづくりを考えた場合、どのような効果が考えられるでしょうか、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 将来に向けましたまちづくりにどのような効果があるかというご質問でございますが、整備計画におけますプールとテニスコートのみでは、町営のみで町営の施設では集客には限りがあるというようなことで考えております。スポーツ施設関連の民間事業者の誘致を図ることにより、子供や若い世代に人気のあるフィットネス施設等、レジャー施設を取り入れることにより、子育て世代に人気の町の若さと活気あるイメージの発信源にしたり、また、小さいときからスポーツ施設に親しみ、大人になっても気軽に足を

運んでもらうきっかけになったり、すぐにはあらわれなくとも結果的に大きな効果をもたらすことも期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 温水プール施設というのが、この町にとっても大変利用しがいのある施設になるし、近隣からの利用者もかなり見込めるのではないかと、そして、さらに温水プールだけではなくて温泉に入るとか、道の駅に寄るとか、食堂で食事をするとか、そういうことにもつながっていくのではないかと、そういう効果も私は期待できるのではないかと、うふうに思います。

この項目での最後です。プール利用料金の助成について具体的に伺います。

隣の大田原市には2つの市民プールがあり、1回の利用料金は大人ですと400円になっています。65歳になりますと大田原市民は100円で利用できます。しかしながら、大田原市民以外の子どもは400円の利用料金そのままです。300円の差が生まれます。町にないからこそ通っている人たちのために町民プールができるまでの間、何らかの助成をお願いしたいと思いますが、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問の県内他市町のプール利用料金の減免、補助状況について見てみますと、高齢者の方の介護予防、健康の増進、子供の健やかな成長と体力の向上を目的といたしまして、市内町内在住の65歳以上、または小学生以下、高校生以下といった利用者に対しまして、利用料金の減免もしくは無料といった措置を行っている施設もございます。

県内について確認いたしますと、近隣の市町の施設利用に対しまして助成を行っている事例もございますので、今後、関係部署とも協議をいたしながら、調査研究をいたしてまいりたいと考えております。

また、新たに整備を予定しておりますプールに関しましても、その点あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） わかりました。では、きょうの第3の質問にいきたいと思います。

町長が考える民主国家と放射性物質に汚染された廃棄物の馬頭処分場への搬入についてです。

町長は9月議会で、私の質問に答える形でこう発言しています。環境省が8,000ベクレル以下は一般ごみとして処分できると言っており、国の基準を否定して町政、県政運営をしていたのでは民主国家は成り立たない、そのように発言しましたが、町長の言う民主国家にとって最も大切なことは何か。町政のあり方と関連づけてどう考えているか、これは町政運営の基本にかかわることだと思いますので、まず伺いたいと思います。

次に、平成25年7月12日付で環境省産廃課長からの通知が出されています。少し長い題なのですが、「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」という通知です。これは何を周知徹底させるために出されたものと認識しているか伺います。

3点目は、これも9月議会での町長答弁で述べられたことです。町長は放射性物質に汚染された廃棄物の馬頭処分場への搬入について、町長、何やっているんだ、早くやれとの意見がたくさんある。昨年の町長選挙で前向きに行くこともご存じのことであり、無投票であった裏には後押しの声がたくさんあったと認識していると発言しました。搬入に町長は積極的であって、それを多くの町民が支持したということですが、具体的根拠を示してもらいたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 放射性廃棄物の搬入問題についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、民主国家にとって最も大切なことは何かについてですが、民主主義国家では、国民の政治的な自由、表現の自由、言論の自由を認め、国民が自分たちの代表を選挙で選び、その選ばれた代表者に政治を任せます。そして、代表者が国民のために仕事をしなければ次回の選挙で選ばないということになると思います。町政のあり方に関連づけますと、町のあり方を決める権利は町民が持っており、町民が自分たちの代表を選挙で選び、選ばれた私たちは、町民の負託を受けて町政を任されているものと考えております。

次に、2点目、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進に関する通知についての認識ですが、こちらについては事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を放射性物質汚染対処特措法の趣旨に踏まえて、適切な対処をするために通知されたものと認識しております。

次に、3点目、町民からの後押しがあったと発言したことについてですが、今までの議会において、処分場に関しては再三にわたり答弁してきたところであり、また、町民の皆様にも機会あるごとにお話をさせていただきました。このようなことから、県営処分場建設に前向きに取り組むこともご承知いただいているものと考えております。昨年の町長選挙が無投票であった背景には、町民の皆様からの後押しの声があったと認識をいたしております。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問を行います。

1番に関してなんですが、放射能の濃度が8,000ベクレルを超えるものは指定廃棄物、これを国は県ごとに処分する。栃木県においては、塩谷町にその処分場をつくるという方針ですが、塩谷町では議会も町長も、もちろん町民の多数も国の方針に反対をしています。こういう処分場は絶対つくらせないという姿勢を貫いています。こういう町政運営、国の方針に反しての町政運営を行っているんですが、これは民主国家としては成り立たないということが町長の認識かどうか伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それは、民主国家として成り立たないとは考えておりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君に申し上げます。

ただいまの質問は関連範囲を超えているので、通告内容に沿って簡潔にお願いしたいと思います。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） では、次の再質問にいきます。

2番目の点についての再質問です。

環境省の課長からの通知です。結論としてはこういうふうに書かれています。少し長いのですが読みたいと思います。「放射能濃度が8,000ベクレル以下の廃棄物について独自に設定した一定濃度以上の廃棄物または特定一般廃棄物、もしくは特定産業廃棄物を区域内に搬入することを制限したり、廃棄物処理業者に対して取り扱いの禁止を指導するようなことは、科学的にも法的にも根拠のないものである。このような適切な処分を否定するような対応は処理の安全性に疑問を呈する風評の原因となるものであり、結果的に8,000ベクレル以下の

廃棄物全体の処理をおくらせるものであることから、このような制限や指導を行わないよう徹底されたい。特に8,000ベクレル以下の廃棄物の委託処理が行われる場合においては、適切な処理がなされるよう重ねてお願いする」と。つまり、環境省は掛け値なしに8,000ベクレル以下は全て制限せずに処分場に入れなさいということを知周徹底するためにこの通知を出していると思います。

この通知の趣旨に対して、8,000ベクレル以下ではなくて4,000ベクレル以下とする町と県の環境保全協定は、この趣旨に反することになるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） ただいまの質問にお答えします。

川侯議員ご指摘の、本来であれば国の基準の8,000ベクレル以下が科学的根拠に基づいた基準であることから、県営処分場への放射性物質に汚染された廃棄物については、この基準を採用すべきであるとの国の通知でございます。

しかしながら、この件における国からの通知については、強制力を持たない技術的助言として解釈をいたしたところでございます。

今までの議会において議員の皆様から、さらに安全性の高い基準になるよう要望いただきまして、また、県内の廃棄物搬出の状況により、県営処分場に関する環境保全協定においては、搬入する廃棄物を放射能濃度4,000ベクレル以下としたものでございます。国の基準である8,000ベクレル以下の放射性物質に汚染された廃棄物の搬入であるため、法的にはクリアしておりまして、矛盾はしていないものと考えております。

○議長（小川洋一君） 川侯君。

〔4番 川侯義雅君登壇〕

○4番（川侯義雅君） 矛盾していないということですが、制限するというのは好ましくないということをこの通知は言っています。私はその通知どおりにはなっていない、つまり県と町で8,000ベクレルではなくて、独自に考えて出した数字だというふうに捉えています。

それでは、その通知にはもう1カ所、先ほど読んだところにあるんですが、特定産業廃棄物についても搬入を制限するなということが書かれています。しかし、町と県が結んだ環境保全協定では、特定産業廃棄物は受け入れないとなっています。「グリーン・ライフなかがわ」ナンバー46の10ページに明確に書かれています。環境保全協定は国の基準を否定していることになりませんか、伺います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 環境保全協定の中については、その特定については項目が入っておりませんので、搬入はございません。項目に入っておりませんので搬入はございません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 先ほど私が読んだ中には、特定産業廃棄物を区域内に搬入することを制限したり、取り扱いの禁止を指導するようなことは、科学的にも法的にも根拠のないものであって、このようなものは廃棄物全体の処理をおくらせることにもなるので、これはそういうことはやめて適切に処理していただきたいというのがこの通知であります。その通知とは違うのではないのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 通知でございますが、通知は法的拘束力がないものが通知となっています。通知は行政同士での助言という位置づけになります。それを受け取った上で判断し、法的拘束力を持たせるかは、各地方行政の判断に任せるということになっておりますので、今回の特別のそのものについては入れていないという形になります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 通知が拘束力を持たないというのは、私も前の議会でもそういうことを言ってきましたので、そのとおりだと思います。拘束力は持ちませんが、国の方針であることには間違いはないと思います。その方針と違う、そういう協定を結ぶことになりました。これは結果としてはそうだと思います。

ですから、国の基準を否定するか、あるいは国の方針に反するというのも、時にはあるということである、これが民主国家の姿ではないかというふうに思っているから、この通知を出したわけです。

国の方針あるいは基準に反することをいろんな自治体が行っています。例えば、この間議会でも勉強した、ミニ学習会を持ったところではありますが、臨時財政対策債、その廃止に向けて福田知事が要望活動を行っています。これは関東地方知事会会長としてです。全国知事会でも臨時債の廃止を国に対して繰り返し訴えています。日米地位協定の見直しも全国知事会では見直しを訴えています。それから、原発再稼働問題についてはきょうの新聞にも新たに、石岡市長が再稼働反対を表明したと。茨城県内では13首長、町長、市長が反対を表明し

ています。そのように、国は再稼働をしないと、それに対して反対していく、そういうことも地方自治体では当たり前のこととして行われていると思います。

少しつけ足しになりますけれども、もし、東海第二原発で重大事故が起きた場合、この那珂川町は常陸大宮市と協定を結んで約2,000名の方を受け入れるとなっています。こんなこと、とてもとてもできるものではないというふうに思います。

それで、この問題をそこまでやっちゃうと長くなりますので、最後に後押しがたくさんあったという発言について触れたいと思います。

今まで町長は、放射性物質に汚染された廃棄物の馬頭処分場への搬入について、指定廃棄物となったものはたとえ8,000ベクレルを下回ったとしても入れないと言ってきました。しかし、8,000ベクレル以下、最初から8,000ベクレル以下のものについては一貫して態度を曖昧にしてきたと思います。保全協定締結直前の議会においてさえ、搬入するかどうかは県が決めることと発言していました。また、6月議会では、町民の多くが搬入に反対かどうかははかり知れない。言葉の使い方がどうかと思いますが、とにかく町民がどう考えているのかよくわからないと答えていました。それなのに、9月になって1年前の町長選挙のときに、たくさんの人から搬入していいと後押しがあったと、前言を翻す発言をしたのはいただけません。

伺います、町長はいつ、どこで搬入に前向き、積極的な発言をしてきましたか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） いつ、どこで、私は全て私の私的な集まりについて皆さんにご説明、あるいはご報告する義務はないと感じております。

それと、先ほど知事の事例とかございましたけれども、私は国の指示であっても多くの町民が私に対して、それは町長、誤りだ、こういう声があれば当然議会の皆様にもお諮りする、あるいは当然議会の皆様から、多くの議員の皆様からそういう申し入れがある、あるいは進言がある、このように私は信じております。町民から選ばれて町政を担われている、私もそうですが、議員の皆様もそのチェック機能としてしっかりと私の行政をチェックしていただいている、そういう中から当然その盛り上がりがあるべき、このように感じております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 私は、町長が私的な場で何を発言したかというのを聞いたのではあり

ません。公の場でいつ、どういうことを言ったのかということ質問しています。これは町長としては責任持って答えていただかなければならないと。そうでなければ後押しされたというふうに発言するのは根拠がないということになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 根拠がないと感じる方、これが町民全体であれば、そういうお声が私のところに届くと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） つまり、町長は根拠を示すことはできないけれども、自分はそう感じていると、後押しされたと感じていると、そういうことだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それは川俣議員の独自のお考えだと感じております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 私が、多くの町民が今、搬入問題について反対しているというふうに、今は言っていません。町長が後押しされたと言っているので、発言しているのも、その根拠を伺っているのです。その後押しされたというのは、具体的な事実をもって示すのではなくて、そのように感じているということなのではないでしょうかとお尋ねしています。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それは、川俣議員のお考えだと思っております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 町長選挙のときに、放射性物質に汚染された廃棄物の馬頭処分場への搬入について後押しがあったと認識しているのなら、6月議会で町民の多くが反対かどうか分からないと発言したこと、この2つは矛盾するのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 6月議会のその答弁、私、今、会議録等を持ってございませんので、精査いたしかねますけれども、私は町民の後押しがある、私の町政に対して後押しがあるか

ら今やらせていただいている、このように認識をしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 6月議会での町長の発言をここで公表したいと思います。これは「議会だより」に載っているものです。この「議会だより」は当然ながら録音テープなどをきちんと精査して書いたものです。間違ったことは一言も書かれていません。

私が質問したのは、共産党那珂川支部が実施した町民アンケートでは、回答者200人の90%が受け入れ反対だったと。このことをどのように考えるかという質問に対して、町長は、200人のうちの多数とは認識するが、町民全体の圧倒的多数となるかどうかははかり知れないと発言をしています。このはかり知れないというのは、わからないという意味に私はとりたいたいと思うんですが、そのように答えています。

町長選挙で後押しされたと認識されているなら、その後の、半年後の6月議会で同じように、私は町民から後押しされているというふうに発言すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま「議会だより」の中からのご発言でございました。200名のアンケートの中の大多数が反対だ、その残りははかり知れない、そういう答弁をしたとおっしゃっていますけれども、そのアンケートから残りの方の気持ちは読み取れない、このように発言したつもりでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ですから、読み取れないんですよ。多くの町民が町長に早くやれと後押ししているぞと、搬入しろというふうに言っているのではないということをはっきりさせたいと思います。少なくとも多くの町民が搬入賛成だということは、根拠を持って言うことはできないだろうというふうに思います。

では、次にいきます。「グリーン・ライフなかがわ」ナンバー46で、搬入に対して県や町はおおむねご理解をいただいているものと考えますと書かれています。15ページ、28ページに2回同じものが書かれています。住民説明会やあるいは意見募集に対して町や県は意見を述べたと、回答を寄せたと、そのことをもって理解をしてもらっているというふうに考えますと書かれています。理解をいただいているというその根拠は示せますか。

○議長（小川洋一君） 川俣議員に申し上げます。

その搬入については通告していないんです。

休憩します。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 町民の多くがこの放射性物質に汚染された廃棄物の搬入を理解しているということで、町長は9月議会にそのような発言をしたということですが、これが6月議会の発言とは矛盾しています。そのことはいかがですか。はっきりおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 6月議会の発言ではかり知れないと申し上げたのは、200人のアンケートの中で大方が反対しているけれども、その残りの方、1万数千人の方の気持ちは、そのアンケートの中からはかり知れない、このように答弁したわけで、何も矛盾しているとは私は感じておりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ですから、繰り返して言いますけれども、町民全体の圧倒的多数となるかどうかははかり知れないと、全体の圧倒的多数というのは反対という意味だと思いますが、町民全体の圧倒的多数が反対かどうかはわからないと、そう答えているのだと思いますが、もし、町長選挙のときに後押しされたということを明確に根拠を持って言っているのであれば、ここでわからないということの発言はおかしいのではないかというふうに思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 200人のアンケートから1万人以上の方の気持ちはわからない、はかり知れない、これは全然矛盾していない、私はこういうふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ですから、町長が自信を持って言うんだっならば、90%が受け入れ反対というふうに答えているけれども、どうなんだと、このことをどのように考えるのかという質問に対して、私は受け入れ賛成が多数だと思うというふうに答えてしかるべきだというふうに思います。そうでなくて、町民がどう考えているかわからないというまま9月議会を迎えて、9月議会では後押しがあったというふうに発言しているわけですから、それは当初から、町長選挙が終わった少なくとも後からは、そういう後押しがあったということでご自分の考えを述べられていけばよろしいのではなかったかというふうに思っているわけです。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） そういうご提言、そういう発言をしてよろしいという発言と受けとめをしたいと思います。ただ、私は、あのときは200人、1万数千人の中の200人のアンケートから、200人の中の大半は反対だけれども、その残り、200人のアンケートの中から1万人の気持ちは読み取れない、そのようにお答えしたつもりで、これは何ら間違いではなかったと、こう考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） これ以上やっても仕方がないような気がしますので、では最後に、町政というのは町民の声を大切にしていくということであると思います。最初に町長が述べられましたように、そうであるならば、4年後に操業開始予定の馬頭処分場問題、町民の多くがもう理解しているということで閉めるのではなくて、まだまだ疑問や意見を持っている方がたくさんいるということを確認していただいて、搬入するという問題について丁寧に対処すること。

例えば、説明会や討論会などをやっていくのはいかがかと、そうして初めて町民の声が大切にされるということにつながっていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 時間が来ましたので、4番、川俣義雅君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益子純恵君

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問を許可します。

益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 5番、益子純恵です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は大きく3項目について質問いたします。

第1項目として、若者の結婚推進、切れ目ない子育て支援について。第2項目として、小学校、中学校への入学支援について。第3項目として、町道都新道線の通学路としての安全性について。以上、3項目について質問させていただきますので、明瞭簡潔な答弁を期待いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1項目として、若者の結婚の推進、切れ目ない子育て支援について伺います。

那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの政策の中に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとあります。その基本目標には、若者の結婚を推進する、那珂川町で出産、子育てをする若者をふやす、出産、幼児期、小学生、中学生、大学生まで切れ目のない子育て、教育環境を準備すると掲げられております。その目標を達成すべく、若い世代の結婚の推進という観点から、結婚の支援ということで住民課に事務局が置かれている結婚相談所では、所長さんを初め相談員の皆様により活発な結婚相談活動が行われているほか、婚活イベントなども開催され、多くの皆様に参加していただいております。

また、切れ目のない子育て支援の一環として、子育て支援課におかれましては、平成29年度より子育て世代包括支援センターがいち早く設置され、さまざまな取り組みがなされております。また、フィンランドのネウボラの精神を取り入れたかかりつけ保健師の制度の導入

や、赤ちゃんの誕生を祝う育児パッケージが平成29年度より那珂川町ならではの内容で贈呈されるようになりました。他市町と比較しても遜色ない、むしろ先進的な取り組みがなされております。

一方で、前年度の当町における平成29年度の出生数は67人と、年々減少の一途をたどっています。11月号の広報「なかがわ」をごらんになっておわかりのとおり、赤ちゃんの誕生をお祝いする「うぶごえ」が一件もありませんでした。町民の皆様方も少なからず衝撃を受けたのではないのでしょうか。この現象は当町に限ったことではありませんが、やはり今後の那珂川町を考えたときには、今以上の結婚の支援、子育て支援が必要なのではないのでしょうか。

そこで、細目4点についてお伺いいたします。

1点目、結婚、出産、子育ての切れ目ない支援のため、子育て世代包括支援センターが平成29年度に開設されましたが、その役割と成果についてお伺いいたします。

2点目、那珂川町で結婚し、子育てまで一貫して支援できるよう、子育て支援課内にも出会い、結婚をサポートできるような体制を整える必要があると考えますが、考えを伺います。

3点目、赤ちゃんの誕生を祝う平成29年度より育児パッケージの贈呈事業が開始され、那珂川町ならではの記念品となっております。赤ちゃんの誕生を歓迎できるよう、第1子、第2子とパッケージの内容に変化が必要になってくるのではないかと思います。考えを伺います。

4点目、当町における出生数に鑑みて、多子世帯を応援する観点から出産祝い金などの創設を検討すべきではないかと考えますが、その考えを伺います。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 若者の結婚の推進、切れ目のない子育てへの支援についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、子育て世代包括支援センターの役割と成果についてですが、子育て世代包括支援センターは母子保健法の改正により、平成29年4月から市町村に設置することが努力義務とされ、さらに閣議決定された日本一億総活躍プランにおいて、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされました。

町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進するため、県内でもいち早

く、平成29年度から子育て世代包括支援センターを子育て支援課内に設置し、保健師3名を兼務で配置するとともに、臨床心理士1名も配置しております。

子育て世代包括支援センターの役割としては、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、母子保健サービスと子育て支援サービスが一体的に提供できるよう、保健師等の専門家が相談等の対応を行うとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行うなど、妊産婦、乳幼児等に切れ目のない支援を行うものであります。

町では平成28年度から、かかりつけ保健師により母子手帳交付時から乳幼児の健診まで継続した支援を行っており、平成29年度には子育て世代包括支援センターの設置とともに、産前産後サポート事業を開始し、妊産婦等が抱える不安や悩みを軽減できるようサポートをしてまいりました。ほかにも産婦健診の助成や産後ケア事業の実施、産後サロンやママのセルフケア教室などさまざまな事業を展開しており、今後も安心して子育てができるような支援体制を推進していく考えであります。

次に、2点目、子育て支援課における出会い、結婚サポートの体制整備についてですが、現在、結婚支援事業については、住民課において町結婚相談所を通じて婚活イベント等を実施しているほか、少子化対策の一環として、子育て支援課において結婚新生活支援補助金を対象世帯に交付しております。

町では、総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、結婚、出産、子育てへの支援を重点施策に掲げており、目標実現のためには議員ご質問のとおり、これらを切れ目なく一体的に実施していく体制が必要であると認識しております。

一体的な体制の整備については、庁内で検討を進めていたところですが、平成31年度より、住民課から結婚支援に関する事務を子育て支援課に移管する方向で調整しております。子育て支援課において結婚から妊娠、出産、そして子育てへときめ細かに、切れ目なく支援を行える体制を整備し、少子化対策に重点的に取り組むことで、安心して結婚、出産、子育てのできる町を目指したいと考えております。

次に、3点目、育児パッケージ贈呈事業における第1子、第2子の記念品の内容についてですが、育児パッケージ贈呈事業は、新たな町民の誕生を祝福し子育てを支援するため、町にゆかりのある記念品や育児に必要な品物を贈呈するもので、平成29年4月以降に出生したお子さんを対象に、乳幼児全戸訪問の際にかかりつけ保健師から保護者に渡しております。

育児パッケージの内容は、いわむらかずお美術館の絵本やトートバッグ、小砂焼のカフェオレボウル、創生なかがわのミニタオルなどであり、中には対象者が選択できるようにシャ

ツの色やパッチワークの品物を複数用意したり、カフェオレボウルについては町内の5つの窯元に依頼するなど、工夫をしているところであります。

事業の開始から2年目となるため、第2子、第3子など贈呈が2回目となる方や双子等の方に対しては、異なる種類の絵本やポストカードも用意しておりますが、今後も子育て中の母親等の意見も聞きながら、皆さんに喜んでもらえるような育児パッケージの内容を検討したいと考えております。議員の皆様からもご提案があればお願いしたいと思います。

次に、4点目、出産祝い金等の創設についてですが、ことし6月の大金清議員の一般質問で答弁したとおりであります。少子化の進行する現代において複数の子供を持ちたいと考える世帯の希望をかなえ、それを応援する目的で町が経済的な支援を行うことは重要であると考えますが、出産祝い金のような効果が一過性になりやすい現金、あるいは換価性の高いものを支給するのではなく、引き続き現物給付的な手法で各種サービスを充実させることにより、継続的に子育て世代の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目について再質問をいたします。

先ほどの町長のご答弁でも、県内でもいち早く子育て世代包括支援センターが開設されたというお話でした。子育て包括支援センターが開始されてから、それ以前と比べて相談件数が増加したなどの成果は見られているのでしょうか。実際の相談件数でなくても結構です。対応されている職員の皆様が、以前と比較して相談に来られた方がふえた実感されているかどうかでも結構です。また、子育てをされているお母さんたちからは、相談しやすくなったなどの反応はあるのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 電話、または窓口などにおける相談件数の実数は把握しておりませんが、職員が実際に感じていることについて話をさせていただきます。

以前、母子手帳の交付につきましては窓口の担当者が行っておりまして、保健師との面談もなく、産前産後サポート事業も実施されていなかったこともありまして、保健師が赤ちゃん訪問の際に初めて母親と会うことが多かったようであります。信頼関係もまだできていない中、さまざまな話もできない状況でありました。

子育て世代包括支援センターが設置されまして、産前産後サポート事業の体制も整ってか

らは、かかりつけ保健師による母子手帳の面談から妊娠後期の面談、赤ちゃん訪問、乳幼児健診や各種の教室などを通じてお互いの声かけができるようになり、信頼関係も醸成され、窓口や電話でも気軽に相談ができていると聞いております。

母親からも、保健師との信頼関係ができて相談しやすい、病院への相談ではハードルが高い、産後サロンに参加をして、母親同士のさまざまな話と相談もできて不安を払拭できるなどという声もあり、さらに乳幼児健診へと信頼関係が繋がっていくように感じております。また、ベビープログラムに参加した母親からは、仲間ができて、子育ての話もできて安心したという声もあって、中にはママ友会をつくって子育ての話をしているグループもあると聞いております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ベビープログラムに参加されたお母さんが、ママ友ができて、子育ての話ができるようになったということでしたので、大変いいことだと思います。私自身も町外から来ましたが、町外からいらして出産前まで仕事をしていたという方は、同年代のお母さん方に知り合いが少ないことが多いのではないかと思います。その点から見ても、産後サロンやベビープログラムなどで同じお母さん同士の友達が初めてできたというお話を聞くと、とても喜ばしいことだと感じます。

出産後、精神的にも不安定になりがちな期間に、同じ境遇にいる不安や悩み、喜びも共有できる人に出会えるのはとても大切なことですし、それをつなぐきっかけに行政がなることができるのであれば、生まれたばかりの子を持つ母親にとっては、町としても最大の支援になるのかと思います。今後もこのような事業を継続していただきたいと思います。

細目1点目について、もう一つ再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターが全国展開することとなりまして、当町においてはいち早く設置され、さまざまな取り組みがなされておりますし、実際に子育て支援課に行ってみますと、「子育て世代包括支援センター」と書かれておりますし、電話帳にも番号が載っております。

しかし、実際に子育てをされているお母さんに、子育て世代包括支援センターって知っていますかと伺いますと、えっ、知らなかったですとおっしゃるお母さんがとても多いんですね。また、「子育て支援センター」と混同されやすいように感じます。また、健康福祉課内には「地域包括支援センター」もありますので、町民の皆様から見ると少しわかりにくいの

かなという印象があります。

子育て世代包括支援センターとして本当に多くの取り組みをされておりますし、新しいことに積極的に取り組まれており、担当課の皆様におかれましてはご苦勞が多いのではないかと思います。取り組みの内容は知っていても、その名称に限っては知らないという方が多いので、もっと認知されるような取り組みや周知の方法を検討されてはいかがでしょうか。

名称も少しかたいイメージがありますので、子育て世代の方を初め町民の皆様に公募していただくなどして、親しみやすい愛称をつけてもらうなどの工夫も必要ではないでしょうか。実際に子育て世代包括支援センターを設置している自治体の中には、愛称をつけて広く周知が図られているところもあります。知っていただくことで相談しやすい、足を運びやすい環境をつくる必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 先ほど、子育て世代包括支援センターが平成32年度までに全国展開を目指しているとお答えしましたが、厚生労働省の調査によりますと、平成30年4月1日現在で、全国で761市区町村1,436カ所設置されているそうです。栃木県内では21市町28カ所と聞いております。

子育て世代包括支援センターの周知についてですけれども、毎月の広報で「子育て世代包括支援センターからのお知らせ」を掲載しておりまして、来年1月に発行予定の「暮らしのガイドブック」にもセンターの電話番号等を掲載し、子育て支援課に設置されていることがわかるように周知を図っております。また、町ホームページについても同様に周知をしておりますが、今後はよりわかりやすく認知されやすいよう努力してまいりたいと考えております。

また、センターの愛称ですけれども、全国的に見ると愛称をつけているところもありますが、子育て支援センターとの名称が似ていることから、違いがわかるように、地域の皆さんにも愛され親しみやすいよう、周知方法とあわせて考えていきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 「暮らしのガイドブック」に載せていただいたり、周知していただくような取り組みが今後もしていただけるということですので、愛称についてもぜひ検討をしていただけたらと思います。

細目1点目について、もう一つ別の角度から質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターですが、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、本当にいいものを柔軟に取り入れていただいている、さまざまなすばらしい取り組みがなされております。かかりつけ保健師制度や充実した産前産後サポート事業、その中にはマタニティーヨガやランチ、産後のママのセルフケア教室など、母親の目線で見るととても魅力的な取り組みです。

県内外の先進地を拝見しに伺って、担当の方からお話を伺うことがあるのですが、その先進地でこれから取り組みますということや、今年度から始まりましたという事業が実は那珂川町で既に実施されているということがあります。町民の目線だけでなく当町で力を入れている移住対策においては、こういったことはとても有利なことだと感じます。

ただ、すばらしいことをいち早く取り入れて実施しているにもかかわらず、町内の皆様はもとより、町外の皆様に知っていただく機会が少ないのではないのでしょうか。先ほど担当課長もホームページ等でというお話もされておりましたけれども、子育て世代包括支援センターを広く町内外の方に知っていただくためにも、例えば子育てをするなら那珂川町とキャッチフレーズをつけておけば、例えば検索する側が子育てするならと打ち込むとヒットするといったように、いいところを前面に押し出すような、ほんの少しの工夫も必要ではないかと思っておりますけれども、その点に関してはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 子育て支援施策の町外への発信と移住対策についてですけれども、昨年度と今年度の議会教育民生常任委員会の行政視察に私も一緒に同行させていただきました。子育て支援に関する施設や施策を拝見させていただきました。

議員がご指摘のように、確かに那珂川町でも既に実施している施策や事業などもございまして、情報提供のあり方を考えさせられました。町でも移住対策とあわせて子育て支援関係の情報提供を行うことが効果的であると考えておりました。今後も他市町村の例も参考にしながら情報提供を行ってまいりたいと考えています。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 細目2点目の再質問に入らせていただきます。

現在、結婚相談所については住民課が窓口となっていておりますけれども、先ほどの答弁で、来年度以降は子育て支援課に事務事業が移管されるということで調整されているというお話を伺いました。結婚、子育てを切れ目なくという体制が少しずつ整ってくるもの

と思います。そこで、結婚相談所を通して未婚者がそれぞれの条件に合った方が気軽に会うことのできる場を設けていただければと思います。

先日、個人的にですけれども、山梨県の北杜市を訪問させていただいた際に、せっかく来たのだから子育て世代包括支援センターもぜひ見に行ってくださいと勧められました。当町で言うなら健康管理センターのようなところでしたけれども、その一区画に出会いサポートセンターが設けられていました。プライバシーが確保された、なおかつ公共の場で安心してお話を楽しんでできる場のようにして、実際に成婚までつながったケースがあるというお話でした。

全く同じものとはいきませんが、当町にもプライバシーを確保された公共施設の中で、相談員の皆様のご紹介で、まずは会ってみませんかとなったときに気軽に出かけていただくという意味で、一部空間を使用できたらと思います。常設の空間である必要はありませんので、必要なときに使ってくださいというだけのものでもいいのではないのでしょうか。あるところを利用するという意味で、費用の発生するものではありませんので、今後、試験的にでも導入されてみてはいかがでしょうか、その点についてお伺いします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 現在、結婚相談員の関係は住民課のほうで担当しておりますけれども、私のほうから答弁させていただきます。

結婚相談員が公共施設の一部を利用できないかということですが、前もってお話をいただければ、プライバシーに配慮して使用することは可能であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、細目3点目の質問に入ります。

平成29年より開始された育児パッケージ贈呈事業は、気持ちのこもった温かい贈り物として、多くのお母さん方に喜んでくださっているという声も多く耳にします。私が出産した際にも、育児パッケージではありませんでしたが、まちおこし協力隊の方のデザインのカフェオレボウルをいただきまして、大切にしております。気持ちのこもった温かい贈り物はとてもうれしいものです。ただ、年子で出産されるお子さんやその後、次の赤ちゃんが生まれた際にも、今のところは若干のパッケージの内容が選択できるというお話でしたけれども、同じような内容になっております。

今後、子育てパッケージを贈呈した際に、お母さん方にアンケート等を実施していただいて、そのよかった点や改善してほしい点などを把握する取り組みも必要ではないでしょうか。実情に即した答えがアンケートでいただけると思いますので、それを反映させていくような考えはありますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 現在育児パッケージ贈呈をした母親について、口頭ですけれども、感想を聞いております。トートバッグやパッチワークなどが人気というふうに聞いておりますけれども、育児パッケージ贈呈事業の実施以前に、乳幼児健診のときにアンケートをとったこともありますので、これらも参考にしながら、さらに母親の意見も取り入れて、皆さんに愛されるようなものを検討したいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 今後も実際に子育てをされているお母さんの意見を取り入れながら、育児パッケージの贈呈を継続していただきたいと思います。

細目4点目の質問に入ります。

祝い金では一過性の効果しか上がらないのではないかという先ほどのご答弁でした。多子世帯を歓迎するという観点で出産祝い金を出している自治体は、金額の多い少ないはありますけれども、本当に多く見られます。祝い金として現金でお渡しすることには賛否両論があるかと思います。それならば、子育てに限定した使い道に利用できる子育て支援のための商品券で赤ちゃんの誕生を祝うこともできるのではないのでしょうか。

祝い金を出すことだけが子育て支援ではないということは私も同じ考えですが、この町で子供を産み、育てていく一つの魅力、メリットとして、お祝いの制度を創設する必要があるのではないかと思います。いきなり誕生したお子さん全てにとというのは、財政的に見ても余り現実的ではないのでしょうかから、まずは第3子から始めるなど、多子世帯を歓迎するという意味で取り組んでみてもいいのではないのでしょうか、改めて考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 先ほど町長が答弁したとおり、複数の子供を持ちたいと考える世帯の希望をかなえ、それを応援する目的で町が支援を行うことは重要であると考えておりまして、現物給付的な各種サービスの中で第3子以降の子に上乘せの支援等ができないか検討してまいりたいと考えています。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 現物的な手法という考えでということでしたけれども、あくまで祝い金や換価性の高いものでは効果が一過性でしか上がらないとおっしゃるのであれば、現物的な給付の手法の中に、例えば紙おむつの支給というものも入れてはいただけないでしょうか。紙おむつも銘柄はいろいろありますけれども、赤ちゃんの生まれた家庭では必ず必要になるものではないでしょうか。日々使うおむつを全てとは申しませんが、お祝いという意味も込めて、例えば出生届を出された際に給付するなどの取り組みを検討されてはいかがでしょうか。それについての考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 先ほどの質問の中でもアンケートということでお答えしましたけれども、母親等の意見も参考にしながら、継続的に子育て世代の支援をしていく中であわせて考えていくというふうに思っております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 実際にどういったものが支給されることによって支援になるのかということも含めて、今後検討していただきたいと思います。

それでは、2項目めの質問に入ります。

子供が小学校、中学校に入学する際には学用品や体育着等、準備に多くの費用を要します。小学校に入学する際には主に体育着が必要になりますし、中学校入学の際には制服のほか体育着、その他もろもろに多くの費用がかかってきます。年の近い兄弟がいる場合には数年で2回、3回と購入が必要になってくることもあります。中には小学校、中学校に同時に入学する家庭や、中学校、高校が同時に入学となる家庭もあります。このような場合には出費は本当に大きいもので、働き盛りの家庭にとってもかなりの負担となってきます。子育てを応援する町であるためには、この問題についても取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、細目3点について伺います。

1点目、小学校、中学校への入学の際、子育て世代にとって経済的な負担が多くなります。負担軽減できるような対策を考えているのかを伺います。

2点目、入学時負担軽減のため体育着等入学準備金に使用できる、地域の商店と連携した子育て応援券のような商品券を交付するような考えはあるか伺います。

3点目、地域全体で子育てをするという観点と子供たちに物を大切にするという心を養うという目的で、体育着が不要になった家庭と必要な家庭を結びつけるリユースのシステムの創設の考えはあるかお伺いします。

以上、3点について伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 小学校、中学校への入学支援についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、小・中学校への入学の際の負担軽減対策についてですが、町では入学の際の負担軽減対策は特に行っておりませんが、教育委員会のほうで防犯を目的として、小学校入学の際に新入生全員にランドセルカバー、防犯ブザー、反射たすきを配布しております、中学校入学の際にも反射たすきを配布しております。また、町社会福祉協議会では小学校入学の際に、新入生全員に黄色の傘を配布していると聞いております。

次に、2点目、入学時の負担軽減のための商品券の交付についてですが、県内の他市町村で実施しているところでは、チャイルドシート、ベビーカー、絵本の購入費用、一時保育の利用料や任意の予防接種費用などに利用できるもので、子育て支援券や子育て応援券として主に出生時に交付しているところが多いようであります。

1項目めの質問でも答弁したとおり、町の子育て支援策は現物給付的な手法で支援を行っていきたくと考えておりますが、子育てに必要な品物と限定して出生時、あるいは入学時に交付できるか、商店街の活性化に寄与できるかなども含めて、他市町村の事例も参考にしながら関係課と連携をし、調査研究をしてみたいと考えております。

次に、3点目、体育着等のリユースシステムの創設等についてですが、小・中学校の体育着やベビー用品など、使わなくなった子育て期の品物を必要な方に譲渡するリユース事業は、全国でも多くの市町村やボランティア団体等が実施しております。また、インターネット等を利用して子供用品の譲渡を仲介している民間事業者も多数あるようです。

子供たちに物を大切にすることを育て、資源の有効利用を図るためには、リユース事業は重要であると認識しております。社会福祉法人や民間団体などが実施することになれば、場所の提供や広報等に協力し、関係課と連携しながら支援を行いたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 1点目については再質問はありませんので、細目2点目について再質

間をいたします。

県内では出生時に子育て支援券、子育て応援券のようなものを出しているところがありますがすけれども、当町では出生時の支援であくまで現物的な手法で支援をするということになっているかと思います。しかし、入学に際しては本当にたくさん準備をすることがありますので、トータルすると結構な費用になってきます。もちろん、子育て世代の負担軽減という側面もありますが、この町で子育てをしてくれる家庭へ継続して支援をして、その節目を祝うという意味で、お祝いのための商品券などを交付する意味はあると思います。準備金として現金の支給となりますと用途を限定することが難しくなりますし、用途を限定することでしっかりと子育てに役立てていただくことができると考えます。

また、商工会などを通じて地元の商店で利用できる商品券にすることで、地域の活性化にもつながるのではないかと考えます。例えば、体育着等の現物支給だと当然町の負担も大きくなってきますから、まずは商品券で購入の費用の一部に充てるという方法があるかと思えます。

先ほど出生時に子育て応援券を出しているというお話がありましたけれども、ある意味、那珂川町で子育てを続けてくれる方へのメリットとして考えていただければ、当町において入学時に支援しますよという先進的な事例を確立していくことも、大きな意味のあることではないでしょうか。

既に野木町では平成27年度から第3子以降の小・中学校入学祝い金事業が始まっており、祝い金は小学校、中学校入学時にそれぞれ5万円の祝い金が支給されるというものです。野木町教育委員会子供教育課の方にお伺いしましたところ、平成29年度は第3子以降の小学校入学者が23名、中学校入学者が28名、合わせて51名に祝い金が支給されたというお話でした。255万円かかっておりますけれども、全て町の単独財政で賄われているということでした。野木町は人口約2万5,000人、人口の減少が余り多くは見られないという町ですけれども、このような支援が実際に行われております。

当町としても、子育てに限定した用途で、地元の商店街の活性化につながるような現物支給に準ずる形としての子育て支援ができないかを改めて伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 町としては、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の中で継続して支援ができればというふうに考えておりまして、現物給付的な支援をというのが基本的な考え方であります。

1 項目めの 4 点目の出産祝い金の創設、また、2 項目めの 1 点目の入学の際の負担軽減対策、そして 2 点目の子育て応援券の交付、この 3 点につきましては、町として出生、あるいは入学をお祝いする、そして、商店街の活性化などの目的を多角的に検討することが重要だと思っております、那珂川町に住んでよかったと思えるような子育て支援の施策を考えていきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5 番 益子純恵君登壇〕

○5 番（益子純恵君） 多角的に検討していただいて、前向きに進めていただければと思います。

それでは、細目 3 点について再質問に入らせていただきます。

子育てを私自身していて先輩ママから、うちの一番下の子が中学校に上がったし、ほとんど着ていないから、よかったら使ってちょうだいと体育着をいただいたことがあります。子供の成長に合わせてその都度買いかえる必要も出てきますし、特に男の子はきれいに使っていくことが難しく、それこそ買って来た次の日にズボンに穴をあけて帰ってきたなんていうことも経験があるのは、私だけではないかと思えます。こんなときに使ってくださいと体育着をいただけたこと、本当にありがたく感じました。改めてどなたか譲っていただける方はいませんかと声にすることに抵抗があったり、先輩ママに知り合いがないご家庭も多くあるかと思えます。そんなときに活用できるリユースのシステムがあつたら、本当に子育て世代にとっては助かると思えます。

新しいものを購入することに反対するわけではありませんし、節目節目に新しいものを着せてあげたいという親心もあります。ただ、新しいものを購入するまでではないと思ったときに、気軽に利用できるシステムがあつたら便利ではないでしょうか。着古したものをどなたかというわけではありませんけれども、ほとんど袖を通すことなくサイズアウトしてしまったりきれいな体育着がある、こういったときに必要な方に使っていただきたいと思うご家庭も多いかと思えます。こういった声を多くのご家庭から耳にすることがあります。

不用になった家庭と必要な家庭を結びつけることができれば、有効活用できるものも多くあるのではないかと思います。在庫を集めてしまつて管理すると、管理自体が難しくなつてきますので、使わなくなった体育着のズボンがありますよ、一方で体育着のズボンが必要ですといったデータを管理していただいて、簡単にマッチングさせられるようなシステムをつくっていただきたいと思えます。行政と子育て世代の市民の皆さんでリユースを進めている

自治体もあります。フリーマーケット形式や譲渡するという形式で試行錯誤をされている自治体もあるというお話でした。

当町では、体育着に名札がついていたり、中学校の体育着はネームの刺しゅうがされていたりします。リユースを考えたときにはネームをつけかえる必要も出てきます。このように課題は多くあるかとは思いますが、地域地域に合った形で、始めてすぐにうまくいくものではないとは思いますが、当町に合ったシステムをつくっていただけたらと思います。

いきなり現物を町で管理することはうまくいかないと思いますので、まずはマッチングさせるという意味で、保護者の皆さんがアクセスできるデータの管理だけでもできたらいいのではないのでしょうか。実際に運営するとなると、先ほど課長がおっしゃられたように、社会福祉法人などにご協力をいただければ、その事業をしっかりと町でバックアップしていただけることはできるようですけれども、まずはそういった体制を試験的にでも導入していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 議員がおっしゃったように、個人的にリユースをしているという家庭があると聞いておりますけれども、また、インターネットを利用してマッチングさせるという意見もいいのではないかなというふうに考えております。

町として応援したいという考えは、先ほども言ったようにございますけれども、他市町村のほうで実施している事例もございますので、参考にさせていただいて、それと子供に対する福祉的な意味合い、あるいは環境面でのこと、そういったことも考慮して、関係する課や実施できそうな団体、そういったところとお話をしながら連携して考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、子供たちに物を大切にするという心を養うためにも、町としてもさまざまな団体と協力して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、第3項目めの質問に入ります。

町道都新道線の通学路としての安全性について伺います。

町道都新道線といいますと、国道293号の都橋付近から県道矢板那珂川線に抜ける路線ですけれども、口頭ではいま一つわかりにくいのではないかと思いますので、ご容赦ください。

調べていただきましたところ、この路線を通る小学生は25名、中学生は36名いるとのことでした。地域の皆様におかれましては、日ごろから子供たちの安全を考えていただき、登下校の際に見守りや付き添いをしていただいておりますことを、この場をおかりして御礼申し上げます。

この路線は一部改良が進み、歩道が新設されたり幅員が拡幅されたりと徐々に改善されてきております。しかしながら、依然として見通しが悪かったり幅員が狭く、車両がすれ違うのもやっとの区間があり、通学路としては非常に危険であると以前から感じておりましたし、地域の皆様からも、子供たちの安全を確保してほしい、車を運転して万が一にでも子供とぶつかったらと、歩行者の視点、ドライバーの視点と両方の立場から危険性が訴えられております。事故が起きてから改善しておけばよかったと言っても遅いのです。子供の安全を最優先に考えていただきたいと思います。

そこで、細目3点について伺います。

1点目、町道都新道線の町道馬頭中学校線との交差点部から町道室町新道線の区間が通学路になっているにもかかわらず、歩道が狭く見通しが悪いため大変危険な状態にあります。また、その延長上の県道矢板那珂川線までの区間も、歩道が整備されていない区間があります。道路の幅員の拡幅及び歩道の整備が急務と考えますが、町としての考えを伺います。

2点目、同区間において車道から地下水のしみ出しが見られております。冬季の凍結による事故が懸念され、改善が必要であります。町としての考えを伺います。

3点目、町道都新道線は一部県道になる予定ですが、大型車の通行量の増加等が予想されます。通学路として子供の安全が最優先されなければなりません。町としてはどのような安全対策を考えているのか伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 町道都新道線の通学路としての安全性についての質問にお答えします。

まず1点目、町道都新道線の道路の幅員の拡幅及び歩道の整備についてですが、町道都新道線は市街地を南西に結ぶ約1.3キロメートルの路線であり、馬頭小学校と馬頭中学校の通学路として61名の児童生徒が利用している状況です。また、通学路のため登下校時間帯における車両通行制限などの対策が行われております。

起点西側から南側終点までの整備状況について申し上げますと、国道293号都橋付近の交

差点から約260メートル区間が県道那須黒羽茂木線に編入され、平成32年度末までに整備完了予定と聞いております。そこから都分譲宅地入り口までの区間は約300メートルあり、未整備です。この区間は県道整備にあわせ、今後測量設計、用地買収工事を計画的に進めてまいります。

次に、町道馬頭中学校線との交差点までの450メートルの区間ですが、この区間は平成26、27年度で全幅10メートル、歩道幅員2.5メートルでの整備が完了しております。

次に、ご指摘の部分を含む那珂川署官舎付近までの約200メートルの区間ですが、この区間は西側に人家が張りつき、北側に隣接する馬頭公園敷地が見上げのり面として道路に迫っており、道路幅員が狭く、見通しが悪い状況となっております。今後、通学路における安全対策として、危険箇所の部分的な改修を計画していく予定となっております。今年度については接道する町道室町新道線交差点から西方向に約50メートル、見上げのり面を削り見通しをよくする工事を予定しております。

その次の区間、那珂川署官舎から県道矢板那珂川線までの約90メートルについては、道路西側に1.6メートルの歩道が整備されており、交差する県道矢板那珂川線についても、栃木県において歩道を含む道路整備工事が行われる予定です。

以上のとおり通学路であることを考慮し、計画的に改良工事などを進めていきたいと考えております。

次に、2点目、車道からの地下水のしみ出しの改善についてお答えします。この事象は数年前から確認されております。しかし、常時しみ出しているわけではないため、現在は経過を観察している状況です。議員ご指摘の冬季における安全対策については、パトロールを強化、状況に応じ融雪剤を散布するなどし、今後、根本的な原因を究明し、工事などで対応していきたいと考えております。

次に、3点目、一部県道編入に伴う通学路としての安全策についてですが、現在、主要地方道那須黒羽茂木線の道路改良事業を栃木県で実施しております。計画では車道3メートルで2車線、歩道2.5メートルが道路北側に設置される予定であり、整備完了後は大型車を含む車両の通行量増加が予想されます。一つ目の質問とも関連しますが、町道都新道線は県道の南側に接することとなるため、都橋方面、和見方面から通学する児童生徒は、県道を横断しなければならない状況となります。県道については既に前後の工事が進行しているため、歩道の位置の変更はできません。

今後、県道の整備状況を見ながら、児童生徒の安全を確保するため、道路管理者である栃

木県と交通管理者である警察と連携し、安全対策について検討したいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 1点目についての再質問をいたします。

先ほどのご答弁で、約50メートルくらいのり面を削って歩道を整備されるということでしたので、まずは一つの課題はクリアされるのかなと思います。

しかし、そこよりもさらに下った県道矢板那珂川線方面の歩道が一部整備されていないところがあります。この区間も人数は少ないとはいえ、中学生が登下校に使っております。特に部活帰りの夕方、暗くなってからでは反射たすきを着用しているとはいえ、ドライバーからは確認しにくくなります。町有地ではない部分もありますので、用地の取得等費用がかかるのは承知しております。しかし、子供の安全を最優先に考えていただきまして、この区間についても歩道の整備を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 1点目の再質問にお答えします。

さきの質問でもお答えしましたが、県道矢板那珂川線から警察官舎付近までは歩道が西側にあります。そこから町道馬頭中学校線までの歩道のない区間は、公園敷地として町が管理している場所もございますが、人家が連続し、車道ぎりぎりに建っている場所もございます。児童生徒の登下校時の安全確保の必要性は認識しておりますので、今後、道路網計画等も考慮し、計画的に整備が行えるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 通学路としての安全性を最優先に考慮いただいて、今後必要に応じた対策をとっていただきたいと思います。

細目2点目について、今年度中には根本的な解決は難しいという答弁をいただきましたけれども、安全が確保されるよう日常の点検、融雪剤等で当面は対処していただきたいと思います。ぜひ危険が回避できるようお願いいたします。また、早期に根本的に改善されるように期待いたします。

続いて、細目3点目についての再質問に入らせていただきます。

先ほどのご答弁でも、町道都新道線の一部が今後県道になるということで、当然交通量が多くなることが予想されます。また、最終処分場への搬入路となりますので、今までと通行

する車の質、普通車だけでなく大型車が多く通ることになります。また、町道から県道に切りかわる区間では、子供たちがその県道を横切る必要性が出てきます。この点に関しても、安全面に対して十分に配慮する必要があるかと思えます。

以前、県からの説明があった際には、朝の通学の時間は搬入時間からは外す、搬入する車両へは安全を周知徹底するというお話でしたけれども、町としても何らかの対策は必要かと考えます。

特に県道については、歩道は自転車と歩行者が共用できる自転車歩行者道とし、また、自転車歩行者道と車道の間には車両防護柵、ガードパイプを設置していただくなど、子供たちの通学の安全性が最優先に確保されなければなりません。そこから先の町道側も、万が一にも誤って狭い道に大型車が入ってしまうことがないように、町としても注意喚起をしていただく必要があると思えます。この点に関してはどのように考えていらっしゃるか伺いたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 3点目の再質問にお答えします。

児童生徒が県道を横切る際の安全の配慮については、最初の質問でお答えしたとおりでございます。

町道に大型車が誤って進入するのではないかというご心配ですが、町道の県道取りつけ部分については、問題がない限り直角交差が基本となりますので、町道に誤って進入する車両は少ないと考えております。今後、県道の改良計画にあわせ、町道の改良計画を作成することとなりますので、ご意見を踏まえ、安全な道路となるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 町だけではなく、県や警察関係の皆様とも連携が必要になってくるかとは思いますが、通学路としての安全性が保たれるよう、必要なところは早期に改善していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問が終わりました。

ここで休憩といたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 零時 26分

再開 午後 1時 40分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 福 田 浩 二 君

○議長（小川洋一君） 1番、福田浩二君の質問を許可します。

1番、福田浩二君。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 1番、福田浩二です。

通告に従い、それでは一般質問をさせていただきます。

質問は大きく分けて2問です。それでは1問目を始めます。

1問目は、全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査についてお伺いいたします。

スウェーデンのカロリンスカ研究所が10月1日、2018年のノーベル医学生理学賞を京都大高等研究院の本庶 佑特別教授に授与すると発表しました。受賞の喜びを語る教授が、若い小中学生に研究の道を志してほしいとおっしゃっていました。我が那珂川町からもこのようなすばらしい人物を輩出したいものです。などといえば賛同を得るのは難しいかもしれませんが、しかし、当町は人口わずか1万6,000人の小さな町ながら2人のプロ野球選手を生み出しています。皆さんもよくご存じの石井選手と星選手です。今度は文化面で傑出した人物を出したいものです。そのために、小・中学校できちんと基礎学力を養うことが重要です。

（1）この全国学力・学習状況調査ととちぎっ子学習状況調査の目的と調査の違いについて伺います。

（2）毎年広報「なかがわ」において全国学力・学習状況調査ととちぎっ子学習状況調査について那珂川町で調査対象となった生徒、児童の調査結果が公表されています。平均正答率を基準にプラス5.1ポイント以上を「上回る」、マイナス5.1ポイント以下を「下回る」プラスマイナス5ポイントを「同程度」としています。この基準ですと「同程度」はプラス5ポイントからマイナス5ポイントで10ポイントの広範囲になってしまいます。29年度の

調査対象となった児童生徒は何%が「同程度」と判断されたのかお伺いいたします。

(3) 全国学力・学習状況調査ととちぎっ子学習状況調査について、児童生徒個人に対しては結果表が配布されます。広報「なかがわ」の資料を何人かの保護者に見せたところ、広報「なかがわ」に載っていることを知らなかった、見たけれどよくわからなかった、もう少し詳しく、あるいは細かく知りたい等の感想でした。この調査に関心のある保護者が広報「なかがわ」で公表される内容で現状を理解し、今後の対策を立てるのに十分だと考えているのかお伺いいたします。

(4) 広報「なかがわ」は町民にとって身近な資料になっていると思います。

那須烏山市も以前は那珂川町と同じ公表の仕方でしたが、市民に関心を持ってもらうために公表の仕方を変えました。二重丸をプラス5ポイント以上、「大きく上回る」、丸をゼロから4.9ポイント、「やや上回る」、三角をマイナス1からマイナス4.9ポイント、「やや下回る」、黒三角をマイナス5ポイント以下、「大きく下回る」といった5段階に分けました。読者や保護者から自分の子や孫がどのランクにいるのか関心を持つようになったという反響があったそうです。

高根沢町においては正答率平均をそのまま数字で公表していました。数字をそのまま載せるだけあって、全国、栃木県の平均を各教科超えていました。

さくら市は教育に熱心で、さくら市進化プランという広報紙やリーフレットの発行、また、ホームページに出題された問題例を載せていました。調査結果も以前は各教科の平均を棒グラフにして表示していましたが、市民からのもっと詳しく表示してくれという声を受け、30年度からはA、B、C、D、Eというランクをつけるそうです。

矢板市、那須塩原市は、児童生徒、学校には結果を出す、非公開だそうです。

広報「なかがわ」の資料はたったA4サイズの片面に半分です。そこで、現在の公表方法ではなく、わかりやすい表記方法での資料の作成、公表を考えているか伺います。

お願いします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） 全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査についてのご質問にお答えします。

まず1点目、2つの調査の違いについてですが、全国学力・学習状況調査は文部科学省の調査で、目的は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析し、教育施設の成果と

課題を検証し、学校において児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善策に役立てるために実施されています。対象は小学6年生と中学3年生です。教科は小学校が国語、算数、理科の3教科、中学校が国語、数学、理科の3教科です。

また、とちぎっ子学習状況調査は栃木県教育委員会の調査で、県内の児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、児童生徒一人一人の課題を明確にし、県の児童生徒の学力向上に資することを目的として実施されています。対象は小学4年生、中学2年生です。教科は小学校が国語、算数、理科の3教科、中学校が国語、社会、数学、理科、英語の5教科です。

次に、2点目、「同程度」と判断された児童生徒についてですが、調査結果についてはあくまで国・県との比較して町がどの程度あるかの把握した結果であり、児童生徒の割合ではありませんのでご理解いただきたいと思います。

次に、3点目、調査結果の公表による保護者の理解と対策についてですが、保護者には個人票により調査結果の点数だけではなく、課題や対策についても詳しく記載されていることから、学校と家庭が連携して今後の対策を講じることができるものと考えております。

次に、4点目、公表方法についてですが、本町では平成27年度から調査結果の公表をしており、その一部を広報「なかがわ」に掲載し、申し出に応じて閲覧も行っております。今後は学習指導要領の改正を踏まえ、問題区分が見直し、変更されますので、公表資料及び内容についても他市町を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） （2）の答弁なんですが、ということは児童生徒全体では「同程度」であるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 議員おっしゃるとおり、国や県と比較して同程度であるということではありますが、下回っている部分もございます。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） 資料によりますと、平成27年度全国学力・学習状況調査、小学6年生の国語、理科、中学3年生の数学、理科、28年度同調査の資料、小学校6年生の国語、算数、中学校3年生の国語、数学、27年度とちぎっ子学習状況調査の資料、小学校4年生の国語、中学校2年生の国語、数学、理科、29年度とちぎっ子学習状況調査の資料、小学6年生の算数、中学2年生の数学は下回るという評価になっています。どのような対策をとっているのですか、お願いします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 学力向上に関しましては、調査結果をもとにフォローアップシートやパワーアップシートなどを活用して、個々に応じた指導や学力向上プランを作成し、学習指導を行っております。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） この調査を年度ごとに追っていくと、平成27年度の小学6年生は全国調査では「同程度」であったのにもかかわらず、現在の中学3年生が中学2年のときに受けたとちぎっ子学習状況調査において、県比較において「下回る」という結果が出ています。一概にそれだけで学力が低下したとは言い切れないとは思いますが、「同程度」であったものが「下回る」となってしまったこの結果は、大変残念な状況ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 時系列で追っていけば、議員がおっしゃるような見方もできると思いますけれども、今回の調査結果については、今年1月の広報紙に掲載したとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） 調査対象となる児童生徒の年度ごとに追っていき、「下回る」という結果が出た場合の対策はどうお考えですか。また、それはどのようなものになりますか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 各学校で組織されております学力向上部会で分析調査を行いまして、その結果を活用しているところであります。現在は各小学校において放課後学習教室「那珂川スクール」を実施しているほか、各児童生徒の家庭に「家庭学習の約束」を配布しております。これもごらんをいただきまして、学校だけでなく家庭学習も大切であるということを再認識していただければと考えております。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） （4）について再質問いたします。

申し出に応じて閲覧というお話でしたが、全国平均、県平均、那珂川町平均を広報に載せることが何か問題がありますか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 広報「なかがわ」で結果の一部を公表しておりますが、学校

教育課及び各小・中学校におきまして調査結果の詳しい資料の閲覧を行っております。

なお、広報紙への掲載については、今後、他市町も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） 那珂川町教育委員会で作成した「全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果概要の報告と対策」という資料を拝見させていただきました。21ページにわたる大変すばらしい詳細な分析がされた資料だと思います。当町の児童生徒の学力の現状を理解し、対策を講じるのに大変有効な資料だと思います。当町の生徒、児童の学力が「上回る」の評価を受け、公表されることによって、子育て中の若い世代、基礎学力に重きを置く教育熱心な世帯が当町に住み、教育を受けさせると考えてくれるかもしれません。来年度の広報「なかがわ」に掲載される全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の資料は、町民の関心を引く細分化された詳しい資料であることを期待いたします。

1 問目の質問を終わりにいたします。

2 問目の質問に入ります。

高齢者や障害者のごみ収集サービスについてお伺いいたします。

日本全体が高齢化社会に向かう中で、当町においても約36%の高齢化率です。高齢者や障害者が日常生活を安心・安全に暮らせる環境整備に取り組む必要があります。

現在、当町のごみ区分は大きく分けて6つに分かれます。細かく分けると15に分類できます。1カ月の間にほとんどの日が何かしらのごみをごみステーションに運んでいるのです。高齢者や障害者にとっては大変な苦勞であると推測できます。

私が高齢者の方たちに伺ったところ、燃やすごみはいっぱいになるまで溜めておく。資源ごみは手押し車に乗せることができないので、コンテナで運ぶことができない。そこで、スーパーの袋などに入れて出しているということです。そのほかに、生ごみは畑の穴に埋めて捨てているという声も聞きました。近所の方がついでだからと言って手伝ってくれるという声もありました。親しくつき合っている近所の方でも毎日のことなので申しわけないという気持ちになるそうです。

そこで、質問します。

(1) 家庭ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者や障害者の実情を伺います。

私が高齢者の人たちに伺ったところ、高齢者の方は分別が細か過ぎてきちんとできないの

で、隣人たちが分別して決められた日に出してくれる。ビン類は重いため、手押し車では多くの量は運べない。朝8時までにごみステーションにごみを出しに行くのがつらい。できれば、誰かに自宅まで取りに来てほしいという声がありました。

(2) 高齢者や障害者の方からのごみ出しに関する意見や要望は町に届いているのかをお伺いいたします。

平成30年9月20日の下野新聞に、野木町のごみ出しサポート事業の記事が掲載されました。どのような人たちがごみ出しサポートをしているのか、また、どのような人たちがごみ出しサポートのお世話になっているのか、実情を把握するため野木町を伺いました。このごみ出しサポートのもともとの動機は、高齢者の孤独死をきっかけにごみ出しを含めた見守りサポートが始まったとのことでした。週1回、町職員がごみ出し困難な世帯に伺い、声をかけ、安否や健康状態を確認して家庭ごみを回収するという方法です。現在、野木町では4世帯がごみ出しサポートのお世話になっているとのことでした。

なお、このようなサポート事業はふれ合い収集という形で、小山市、宇都宮市、栃木市、下野市でも行われています。

(3) 当町としては、高齢者、障害者のためにごみ出しサポート事業の考えはあるか伺います。よろしくお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 高齢者や障害者へのごみ収集サービスについての質問にお答えいたします。

まず1点目、家庭ごみを収集所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者の実情についてですが、現状は家族や知人、隣人が定期的に訪問し、掃除やごみの処理をするなど、好意などに委ねているのが実情かと思えます。

次に、2点目、高齢者や障害者からごみ出しに関する意見等は町に届いているのかについてですが、高齢者については、第7期介護保険事業計画の策定のために行った在宅介護実態調査のアンケートに、在宅支援としてごみ出しについての設問があり、3.5%の支援希望がありました。また、窓口や電話等でのお問い合わせがあり、過去に生活環境課で2件、健康福祉課で2件実情をお伺いし、対応した方がいたと聞いております。

次に、3点目、高齢者や障害者にごみ出しサポートする事業の考えがあるかについてですが、他市町の状況を見ますと25市町のうち11市町で、それぞれ回収方法は違いますが取り

組みを行っております。また、地域のつながりが希薄化する中、誰もが支え合いながら住みなれた地域で暮らしていける地域共生社会の実現が求められているところでもありますので、今後は那珂川町の実情に合った取り組みが可能かどうか調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） （1）の再質問をいたします。

町内のごみステーションは何カ所ぐらい設置されているのか。また、どのような方法でステーションを決めているのかを伺います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 福田議員の再質問にお答えします。

まず、ごみステーションの設置箇所の数でございますが、馬頭地区に308カ所、小川地区に102カ所で両地区合計で410カ所となります。

次に、ごみステーション設置基準でございますが、世帯数や地理的条件を勘案しまして、実際の現場におきましては区長を中心に、利用する地域の住民の方々に設置箇所を決めていただいております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） （2）の再質問をいたします。

ただいま生活環境課2件、健康福祉課2件とありましたが、どのような内容の、また、町は4件に対してどのような対応をしたのかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 福田議員の再質問にお答えします。

生活環境課におきましては、過去5年間で2件の相談がございました。

1件は、高齢者の方から、自宅から100メートルほどのところにごみステーションが設置されておりましたが、そのごみステーションが遠いとの相談がございました。先ほども申し上げましたが、ごみステーションの設置場所につきましては、地域内で決定、設置をお願いいたしておりましたので、町としましては現状対応をお願いしたところでございます。

2件目は、目が不自由な方から相談がございました。この方につきましては、お知り合いの方にごみ出しを対応していただきました。

生活環境課からは以上です。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 健康福祉課よりお答えいたします。

今年度に入りまして2件、高齢者からのご相談でしたが、地域包括支援センター職員が自宅に訪問し、ご本人と面談して身体状況、生活の様子、ごみ出しの環境などをお伺いいたしました。周りの方からの勧めでご相談されたようですが、1人の方は自立心の強い方で、自分でできるからとお断りがありまして、もう一方は近くにご親族が住んでいて、定期的に訪問しているためお願いできるからとのことで終了いたしました。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） 質問というわけではないんですが、提案でございますが、当町においてこの事業が適合するかどうか、事業の主体が職員によるものなのか、シルバー人材さんがいいのか、介護ヘルパーさんがいいのか、ひとり暮らしの高齢者や障害者の人数の把握等実情に合った取り組みの実現のためにモデル地区をつくり、試してみたいかかでしょうか。また、モデル地区での取り組みの実施と検証を積み重ねながら、少しずつモデル地区をふやしていき、高齢者や体の不自由な方に優しいまちづくりを考え、実現できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） モデル地区での取り組みについてのご提案がございましたが、地区によっては行政区や各種団体が主体となって資源ごみ回収を実施しております。その際に高齢者の可燃ごみなどもあわせて回収するなど、コミュニティーが活発な地区もありますので、地域の実情に合わせ、支え合いの地域づくりができればよいのではないかと考えております。現時点では生活環境課や関係者等と協議し、相談窓口を設置して個別にご相談に応じたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） 栃木県で既に11市町が取り組んでいる現状を見ますと、那珂川町の今後の高齢化社会に対応するために早急に取り組む事業だと私は思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） これからの高齢化社会を迎えるに当たりまして、当然将来的には、自力では当然ごみ出しもできない、こういう方が出てこようかと思えます。ただ、そういう方の判断、この方の分は回収してあげる、ここからは回収できない、こういう判断も難しいか

と思います。

ただ、それ以前に、当町では地域での見守り活動とか地域のコミュニティー活動がございます。そういう中でお互いに助け合いの中でできないかどうか、こういうことを行政区の方々、あるいは地域のボランティアの方々といろんな協議をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 福田君。

○1番（福田浩二君） ありがとうございます。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（小川洋一君） 1番、福田浩二君の質問が終わりました。

ここで休憩といたします。

再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時30分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益子明美君

○議長（小川洋一君） 9番、益子明美さんの質問を許可します。

益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 9番、益子明美です。

通告書に基づき、2項目について一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を求めます。

1項目め、認知症総合支援事業と家族介護支援事業の充実について。

町は、平成30年3月に高齢者福祉計画介護保険第7期事業計画を策定しました。那珂川町の実情として高齢化率は既に36%に達しており、平成37年には40%を超え、現在約1,000名

近くいるとされる認知症高齢者もさらに増加すると予測されています。平成27年の介護保険制度の改正に伴い、市町村がそれぞれ地域の特性を生かし、多様なニーズに応じたサービスを提供する地域支援事業も、町では平成29年より実施されています。その事業の中でもさらなる充実を求められている認知症総合支援事業と家族介護支援事業について、次のことを伺います。

(1) 地域包括支援センターを訪れ、寄せられている認知症に関する相談件数はどれぐらいで、物忘れ相談や医療機関にはどのようにつながっているかお伺いいたします。

(2) 認知症初期集中支援チームのサポート状況、活動はどのようになっているか伺います。

(3) 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明かにしている認知症ケアパスは、どのような活用がなされているのでしょうか。

(4) 認知症かどうか不安になった方が直接医療機関へ行くことは、ハードルが高いように感じます。役場の中で定期的に日時を決めて、検査や指導が行えるようにしてはいかがかお伺いいたします。

(5) 介護予防普及啓発事業として現在行われている転ばん運動教室や運動ふれ合いサロンのほかに、認知機能に関する正しい知識の理解を進め、認知症予防につながる活動の場を設置すべきではないかと考えますが、町の考え方を伺います。

(6) 居宅介護の現状は、介護者の高齢化や認知症などへの不安や負担の増加で厳しい現状が増えています。在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者の介護者に対し、慰労的な手当の支給を考えるべきと思いますが、町の考え方を伺います。

(7) 町では、徘徊高齢者支援事業として、GPSを使用した無線発信機等を貸与しておりますが、家族等が希望する高齢者の事前登録を行い、警察と包括支援センターが連携し、より短期間で身体の安全が確保できるような体制をとることはできないかお伺いいたします。

以上、1項目めの第1回目の質問といたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 認知症総合支援事業と家族介護支援事業の充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、認知症に関する相談件数及び物忘れ相談や医療機関とのつながりについてですが、相談件数は4月から10月末まで約50名程度ございました。現在は以前からの流れと

同じ介護保険サービスの申請時に大部分の方の相談をお受けしています。新規申請者の方へは必ず地域包括支援センター職員がご自宅に調査に伺っておりますので、本人と面接し、家族から詳細に様子をお聞きして相談に応じています。

その際、認知症が疑われる場合には、かかりつけ医に相談しているか、また、専門医療機関に受診しているかなどを確認し、まだ一度も相談されていない方には、町で実施している月一回の物忘れ相談を勧めております。物忘れ相談は県で指定している認知症疾患医療センターの職員が相談を受けていますので、受診には結びつきやすくなっており、かかりつけ医や認知症サポート医と連携を図りながら実施しております。

次に、2点目、認知症初期集中支援チームのサポート状況活動についてですが、町の初期支援集中チーム構成員は、認知症サポート医、町地域包括支援センター職員及び認知症地域支援推進員になっておりますが、現在、活動に向け準備をしているところであります。チームとしての実績件数はまだ上がっておりませんが、認知症に関してご相談があった場合は、かかりつけ医やサポート医へ情報提供を行ったり、専門医療機関の案内を行うなど早期対応を心がけています。

次に、3点目、認知症ケアパスの活用がなされているかについてですが、町では認知症の方やその家族が地域で安心して暮らすために、支援内容やサービスが一目でわかるよう、那須烏山市と合同で南那須地区認知症ケアパスを平成28年度に作成いたしました。その活用については南那須管内の病院、診療所、居宅介護施設、消防署、警察など17の関係機関に配布し、まずは従事者の方へ内容の理解を求め、本人やその家族へ案内していただくよう普及啓発を行いました。

今後は内容の修正を含め見直しし、早い時期から適切な対処方法を知って、認知症の人の理解やケアに役立てていただくよう、さらに普及啓発していきたいと考えております。

次に、4点目、役場内での認知症の検査や指導についてですが、地域包括支援センターが介護保険サービス申請窓口と一体になりましたので、簡易的な検査シートを用意し、専門職による検査ができると考えておりますので、身近な相談の場として実施していきたいと考えております。

次に、5点目、認知予防につながる活動の場についてですが、現在実施している運動サロンは、身体運動だけでなく、認知症予防に効果的なデュアルタスクエクササイズを取り入れています。具体的にはウォーキングをしながら足し算や引き算、しりとりなどを行い、また、8個間で決められた数字でステップを行うといったように、2つの違ったことを同時にする

ことで脳の血流量をふやし、機能アップを図り認知症予防につなげています。

今後は社会福祉協議会、福祉事業者や各地域と連携し、気軽に集まることができる居場所づくりや、また、子供からお年寄りまで交流できるコミュニティ活動などもさらに活用していただき、認知予防につながればと考えます。

次に、6点目、介護者への慰労的な手当の支給についてですが、介護サービスを利用していない中重度の要介護者を介護している家族に対する慰労金の支給については、介護保険の家族介護支援事業として国・県の交付金の交付対象となっており、那珂川町においても家族介護慰労事業として要綱を定めております。しかし、介護保険サービスが充実されてきたことにより、サービスを利用して在宅での生活を継続されているため、今のところ該当者はありません。また、介護者のレスパイトを含め日ごろの介護負担を軽減する意味でも、サービスをご利用いただきたいと思っておりますので、現在のところ手当の支給は考えておりません。

次に、7点目、徘徊高齢者等の事前登録についてですが、徘徊高齢者等が行方不明になった際は、早期発見に非常に有効な手段だと考えられますので、事前に認知症等により徘徊のおそれのある高齢者として個人を特定できるような特徴や写真を家族から提供していただき、登録システムの整備を進めたいと考えています。また、提供いただいた情報の運用については、個人情報保護の観点から関係機関と協議を行い、適正なルールづくりを行いたいと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 再質問させていただきます。

認知症総合支援事業の取り組み状況を伺っておりますが、我が国においては、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍といわれている現在、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、寄り添いながら認知症の人が認知症とともによりよく生きていく環境整備が急務となっております。それには予防、初期対応、そして介護者の支援施策が大切なことは言うまでもなく、それに向かって町当局も取り組んでいただいていると認識しております。細かく再質問させていただきたいと思えます。

(1)の物忘れ相談や医療機関にどのようにつながっているかという話を聞きましたが、介護保険サービスの中で地域包括支援センターの職員が自宅に向かい、面談して相談をして

いるというところは、従来と変わらないところだと思います。そこからさらに一歩進んで、
(2)でお聞きした認知症初期集中支援チームのサポートというふうになるというふうに理解しておりますが、今のところはまだ立ち上がっていないということですが、いつ頃をめどに立ち上げるのかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 健康福祉課としましては、協力してくださる先生方のほうにもお話をさせていただきまして、要綱等が整備されておりますので、早急にチームを組む顔合わせ的なものを来月あたりに持ちたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 早急に取り組んでいただくことと思うんですが、この認知症初期集中支援チームのサポートができることによって、より初期に認知症の対応ができるということであると思っておりますが、具体的にどういった部分が今までと違って効果的になるのかというのはどういうふうに捉えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 当然、相談を受けるときに、こちらで用意してありますチェックシートがございます。それは今までにないシートでございまして、それに関して項目がありますので、それを活用した相談を受け、その後、対象者の方、ご家族のところに訪問に伺い、対象者の観察、それから評価を行います。その状況に応じましてチーム会議を開く予定になっておりまして、そこでその方のアセスメントを個別で実施したいと考えております。

そのアセスメントですが、専門機関への紹介や、あるいは受診に向けた適切な方法などを検討しまして、そのご本人に合った介護保険サービスの導入に進めたいと考えております。

今までとどう違うかというところが、やはりチーム会議を持つというところが変わっていることかと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） チーム会議を持って、チーム全体で初期対応を応援、支援していくという形だとは思いますが、その中に、認知症初期支援チームの中に家族支援という項目があると思うんです。カウンセリングや対応アドバイス、家族の方が突然、家族の高齢

者の方が認知症になってしまっていて、どうしようという不安な気持ちに寄り添うというところで、このカウンセリングという部分に関しての家族支援というのは、どういった形で行う予定なのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 介護保険サービスを利用することになりますと、ケアマネジャーさんがつくかと思います。その方に細かくご相談できるということもありますし、また、現在、認知症地域支援推進員を町のほうでは配置させていただいていますので、そういった方が家族支援という形でご相談に乗ったりすることはできるかと思います。また、包括の職員も専門職でありますので、お困りのこと、それから心理的なもので相談したいということがあればお受けできるかと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） そうしますと、早急に家族の支援も、介護者の負担軽減や健康保持につながるようなサポートもされていくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） おっしゃるとおりです。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） それでは、（3）に移ります。

認知症ケアパスというのを那珂川町もつくっているということ、那珂川町というんですか、南那須医師会で作成しているんですけども、それを私もつい最近まで知らなかったんです。ある介護従事者から那珂川町も認知症ケアパスをつくったほうがいいのと言われて、ないんだと思って他市町をいろいろ探したらば、那珂川町にもあったと。これは本当に初期の発症した時点からその進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療介護サービスを受ければよいかというのを標準的に示しているとてもいい冊子なんですよね。

一目見るとどんなサービスがあって、どこで何を受けられるか、この段階でどういうふうにするかいいのかというのがすごくよくわかるいい冊子だと思うんですが、これをもっともっと活用すべきだと思うんですが、これは最初の段階で町がつくったという認識でよろしいのでしょうか。

これを新たな改訂版をつくって、広めていくというお答えだったので、医療機関だけじゃ

なく、行政の窓口に置いたり、ケア関係者に、ケアマネさんとかそういった方に広く周知していただくような手段、または家族介護者がすぐに手にとれるような状況にさせていただくということではできないでしょうか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） そのケアパスにつきましては、平成28年度ということで先ほど町長のほうからもお答えいたしました。作成したものになっておりまして、もう2年経過しております。ですので、事業の内容などの見直しも必要かと思っておりますので、新たに今年度事業の見直しをしまして、具体的なものをどのようにしていくかというのを検討してまいりたいと思っております。

住民の方に広く普及していきたいと思っておりますので、簡易的なものであれば広報などにも掲載できるかと思っておりますので、それとあわせて、ケアパスのほうは町単独といいますか、那珂川町としてもう一度検討していきたいと思っております。今のは那須烏山市と合同で作成してありますので、町単独でという形で今後は検討してまいりたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ほかの地域を見ると塩谷郡市とか、それから大田原市を含む那須郡市という形で作られているので、那珂川町独自でケアパスをつくられるとなると、またよりよい先進的なモデルになるのかなというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

それから、その関連で、介護に携わる家族の方々が離職に至るケースというのが、アンケート、この介護保険第7期を策定するときにアンケートをとった中で6.5%という数値が上がっています。これが低いのか高いのかという議論はあるかと思うんですが、実際、離職をされなくてはいけないという方がいらっしゃるというのは事実であると思っておりますので、そういった家族介護者支援で離職防止のための相談というのを実際、町は受け付けたりしていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 改めて離職という形でのご相談というのは、今のところは実施はしていませんが、介護保険の申請窓口にいらっしゃったときに、いろいろな問題を抱えていらっしゃる方がおられます。その中でご相談に乗ったりとかということはあるんですが、離職に関してということに限ってということは今のところはありません。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 高齢者がふえて、そして認知症の方もふえていくという中で、家族が介護に携わることによる離職率というのは高まる傾向にあると思うんです。ぜひそういった相談も積極的に窓口に来た方に相談に乗っていただいたり、相談を受けつけているという方向でやっていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、（4）に移りますが、認知症になったかどうかということに不安に思った方が医療機関に行くよりも直接役場等という話をさせていただいたんですが、矢板市では役所の中で定期的に理学療法士や看護師さんなどが、認知症検査や相談アドバイスを行っていて、すごく身近に、役場に来たついでに、毎日やっているわけではないのであれなんですけれども、役場に来たついでにちょっと相談していこうかなという、別のきちんとした相談窓口が個別の部屋で設けられているという状況があるんですね。今の状況だと包括に、広い窓口のところにはぼんとして行って、そういった物忘れの相談とか認知症の相談というのはなかなかしにくいというふうなことがありますので、もう少し間口を広げて、違う場所を設けて、そういった相談を受け付ける場所というのをおつくりになる考えというのはないのかどうかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 議員のおっしゃった矢板市ですか、その状況などもこちらで把握しておりませんので、状況をお伺いしながら、近隣の市町、どのような対応をしているか研究をさせていただきたいと思います。

また、別の窓口でということですので、個別の相談の部屋がございますので、そちらで個別で相談を、包括の職員になってしまいますが、お受けするということはできると思いますので、その空間をどうするかということでは考慮してまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ぜひそのような対応を近隣の市町、また先進的な事例を参考に組みこんでいただければというふうに思います。

この専門的な理学療法士とか専門職がないとかということがまた行政の中であるかもしれないんですが、先ごろ那須南病院の病院長がおっしゃっていたんですが、二次救急医療機関としても、そういったことも大切だけれども、地域の高齢者が地域で暮らしていけるよう

にするには、高齢者対応、認知症対応とかという部分も、また、見取りという部分も含めて地域の中核医療機関としてやっていかなきゃいけないというお話があった中に、理学療法士と作業療法士を職員を増員したというお話があるんですね。

ですので、そういった部分で那須南病院と連携してそういったことをやっていくという考えも一つ、専門職がということであればあると思うんですが、那須南病院との連携ということではいかがお考えなのか伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 那須南病院としましても在宅医療、あるいは訪問医療というか往診ですか、そのあたりもどのような考えでいるのかというのはあるかと思いますが、ぜひ、その在宅医療に関しては、協力いただきたいところはありますので、病院のほうと検討というかお話し合いはできるかと思いますが、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） それでは、その件はよろしく願いいたします。

（5）に移りますが、さまざまなエクササイズ、ウォーキングをしながら足し算をしたりとか、認知症に対応した運動教室をされているという、先ほどの町長の答弁がありました。そういった運動機能で認知症を予防するというのももちろんされているので、それは重要なこととして考えるんですが、そのほかに、例えば大田原市では、65歳以上で要介護認定を受けていない人を対象に「脳きらり講座」というのを開催していて、認知症予防につながる活動推進の目的で、加齢に伴い低下しやすい認知機能の検査の実施と認知症についての正しい理解と予防についての講座ですね、講座を行っているということなんです。

こういった運動教室とは別に講座的なもの、そういったものもやったらいいのではないかなというふうな提案だったんですが、こういった知識と理解をより深める認知症サポーターという制度の中で広めていることもございますが、現時点で本当に高齢者で、これから認知症に対する考え方というのを学んでおきたい、ちょっと自分が危ないと思ったら、みずから行けるような体制をつくるには、こういった講座も必要ではないかなというふうに思うんですが、いかがお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 健康福祉課としましても、いろんな教室は開いているところですが、健康増進係も一緒の係におりますので、そういったところで65歳以上の元気高齢

者ということで、健康増進あるいは認知症予防という形で講座等を開催することは可能かとは思いますが、講座的なものは生涯学習課のほうでもいろいろと開催しているかと思しますので、そちらと連携を図りまして、できるようなものがあれば、その中に認知症予防とか正しい知識の普及というものをに入れていければいいかなと思いますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ぜひ、生涯学習課などと連携して行っていただければと思います。

それから、11月13日付の下野新聞に千葉大が行った調査のことが載っていたんです。週7回入浴で介護リスクが減ったと。1週間に7回以上、要するに毎日湯船につかって入浴する高齢者は、週2回以下の人に比べて、要介護認定のリスクが約3割減少するとの調査結果を千葉大などの研究グループが12日に発表した。入浴は介護のリスクを減らすというのが具体的に立証されたということだと思えます。

そこで、那珂川町には温泉がたくさんございます。そういった温泉に積極的に入浴していただくという意味で、これは那須烏山市でもやっているんですけども、那須烏山市ではいきいき温泉入浴証を配って、高齢者の健康保持の目的で、70歳以上に200円の割引券を配布して、年間500万円の予算をつけているということがあります。

当町もそういった温泉を利用した健康増進、介護リスクを減らすための介護予防に役立てるための、そういった温泉入浴割引に関して進めるお考えはないかお伺いたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 下野新聞のほうは私のほうではちょっと見ていないところだったんですが、来年度なんですけれども、健康増進のほうでポイント制のいろんな講座、教室、それから健診等を受けた場合には、マイレージ健康を計画しております。その中でどういったものかいいか今検討している段階なんですけど、入浴券とかいう話も出てはおりますので、そういったところで利用できるか、あるいは別なものにするのか、あるいはどのようにするか、内部で検討させていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 健康増進ポイントをマイレージの中でぜひ、一石二鳥じゃないですけども、温泉効果というのがありますし、那珂川町の温泉施設を利用することによって、地

域活性化にもつながるという部分もありますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、(6)の慰労的な手当の支給という提案をさせていただきました。過去に馬頭町時代では支給をしていたことがあるんですが、今はそれがおむつ手当の支給などに変わっているという部分がありますが、近隣市を見ますと、大田原市では寝たきり高齢者等介護手当支給事業、要介護4または5の在宅の寝たきり高齢者及び認知症の高い高齢者に、介護の労をねぎらう意味で介護手当支給事業を行っています。月5,000円を支給しているそうです。また、那須烏山市でも寝たきり老人介護手当という名目で、65歳以上の在宅者で寝たきり度Cに該当し、6カ月以上継続して伏床している、また、認知度3A以上に該当して、かつ6カ月以上継続して日常生活に常時介護を必要とする人に月4,000円を支給しているそうです。

在宅介護というのは、私も十四、五年、自宅で介護の経験がありますが、本当に大変なんですね。その大変さというのはやってみないとなかなかわからない部分があります。本当に誰に相談していいのか、また一日中、その介護をすることが頭の中から離れなかつたりとか、手がないことへの苦労というのは、本当に相当なものなんですね。そういったときにそういった手当が町から支給されるというのは、町がそういった高齢者の介護を支援してくれるという、気持ちの部分でありがたいかなというふうに思うんです。

そういった心安らげる、高齢者も安心して、そして介護者も安心して暮らせるまちづくりというのは、町長の目指す部分でもあると思いますので、ぱっさり切り捨てないで、ぜひ考えていただければなというふうに思いますが、町長のお考えとしては、在宅介護の大変さというのはどのような認識をされているのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） どのような認識をされているか。非常に大変だ、このような認識でございます。

それと、在宅、認知度が高い、あるいは介護度が高い方々を在宅でずっと介護していращやる、これは本当に大変なことだと思いますし、私自身は経験はございませんけれども、親戚、あるいは知人等でそういう事例を見ていることはたくさんございます。その中で、今は介護制度も相当充実していると思いますので、デイサービス、あるいはデイサービスに行けなかったらショートステイとか、いろんな方法で自分が安らげる時間、これをつくっていただければありがたい、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） サービスは確かに充実してきました。デイサービスやそのほかいろいろありますけれども、その介護を受ける本人がそれを希望しないと、なかなか介護しているほうはそれを強要できません。その人、人、それぞれを尊厳的に見た場合、そういった意思を尊重しなくてはならないんですね。そうった意味で、家族はそういったサービスを利用してほしいのに、本人が希望しなくて、なかなかそういうサービスを利用できないというのは、現状たくさんあると思うんです。私もそういった部分ではすごく苦勞しました。

サービスは充実しているから、それを受ければそれでいいんだというものではないというところの精神的な負担とか身体的な負担、そういったものに対して、在宅で介護している方のねざらいという部分は、大変重く扱われなければいけないのかなというふうに思いますので、財政的な面もあるので、一石二鳥にはなかなか、はい、やりますというふうには言えないのかもしれないんですが、そういった在宅で介護を受けている家族者の真の声ということをきちんと受けとめていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

おむつ手当の支給が出ているからいいとか、サービスが充実しているからいいとか、そういうことではない部分というのがたくさんありますので、そういった部分に細かに目を向けられる地域社会というのが大切かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、認知症総合支援事業と家族介護支援事業の質問を終わります。

2項目めに移ります。

男女共同参画計画の推進について。

平成27年に策定された那珂川町男女共同参画計画は、国の男女共同参画社会基本法及び県のとちぎ男女共同参画プラン3期計画に基づき、町の総合振興計画や生涯学習推進計画との整合性を図りながら策定され、計画の期間は平成27年度から32年度までの6年とされています。計画期間終了まであと2年余りありますが、近年の急激な少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化を背景に、また、県の4期計画などからかけ離れたものになりつつあるように感じます。計画途中でも変更修正すべきものは積極的に計画に組み入れていただくことを希望して質問いたします。

(1) 県は、第4期計画策定の背景に、女性に対する暴力や貧困等の状況を挙げ、新たな基本目標として男女の人権の尊重と暴力の根絶を挙げています。那珂川町の男女共同参画社会の形成を阻害するあらゆる暴力の根絶に対する考えと、困難を抱えている女性等への支援施策の内容と成果をお伺ひいたします。

(2) 配偶者暴力防止法に基づく基本計画を策定している県内自治体は、25市町中、市が13市、町は市貝町、壬生町、野木町が策定をしています。配偶者暴力防止法はDV防止法とも呼ばれておりますが、町の男女共同参画計画の中でDVに対する認識度は65.6%にとどまっていることから、DVそのものを理解していない町の現状があらわれています。町は配偶者暴力防止法に基づく基本計画を策定し、町のDV防止に対する理念と人権尊重に対する姿勢を示すべきだと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

(3) 男女共同参画推進の環境づくりでは、事業の啓発や講座、講演会の開催が具体的施策とされておりますが、どのような事業がなされ、その効果をどのように考えているか伺います。

(4) 町の計画の中の基本方針の中で掲げられている職場環境の改善、整備、多様なライフステージに応じた働き方の選択や子育て、介護等で離職した後の再就職、再雇用のための支援は具体的にどのようにされているか伺います。

(5) 総合振興計画でも審議会等委員の女性登用目標が掲げられています。平成30年4月1日現在で27.3%、平成32年までの目標は30%であります。また、推進組織である役場内では庁内連絡会議のみが組織されており、管理職の在職状況も一般行政職では16.7%と低迷をしております。庁内連絡会議のみという体制が計画の推進を足踏みさせてはいないか、もっと町の男女共同参画を役場内から推進させるために、組織の再構築を考えるべきであるとともに、女性管理職の比率を上げるなど努力すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

(6) 町では男女共同参画の計画はありますが、男女共同参画推進条例は制定されておられません。条例を制定し、男女共同参画社会基本法にのっとり基本理念を掲げ、より一層の計画の推進を図るべきと考えます。町の考え方を伺いいたします。

以上、2項目めの1回目の質問といたします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） 男女共同参画計画の推進についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、男女共同参画社会の形成を阻害するあらゆる暴力の根絶に対する考え方と困難を抱える女性などへの支援対策についてですが、人権を侵害し、恐怖と不安を与える暴力は決して許されません。特に女性等に対する暴力は、互いを認め合い、人権を尊重し、尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するもので

あることから、その根絶に取り組む考えであります。

また、経済上の困難を抱え生活している女性等がふえていること、さらには女性であることで複合的に困難な状況に直面している場合もあることから、よりきめ細かな支援が必要であると認識しております。

具体的な施策として、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援や、ハローワークや福祉事務所等のチームによる就労支援に加え、関係機関の民間支援団体とのネットワークにより相談体制の充実に努め、それぞれの状況に応じた自立支援につなげてまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当課長に答弁させます。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） ご質問の2点目、配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定についてですが、法律の中では、都道府県は基本計画策定が義務化されておりますが、市町村の基本計画については努力義務になっております。県内市町の状況としては、議員ご指摘のとおり、ことし10月現在で16市町が基本計画を策定しております。そのうち、単独の基本計画を策定しているのは4市のみで、残りの12市町は、男女共同参画計画などの計画の一部に、配偶者暴力防止法に基づく基本計画を組み込む形になっております。

那珂川町の現状を考えますと、平成33年度からの第2期那珂川町男女共同参画計画の中に、DVの防止や被害者支援などに関する内容を盛り込み、これをもって配偶者暴力防止法に基づく基本計画にしたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の3点目、男女共同参画推進の環境づくりの具体的な施策についてでございますが、男女共同参画の意識を浸透させるために、広報啓発活動を展開すること、みずからの意思によって社会活動に参加できるよう、社会制度や慣行等を見直すことが必要と考えております。それぞれの個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を果たす男女共同参画社会を実現するための施策といたしまして、男女共同参画の理解促進、ワークライフバランスの推進、教育学習の充実に係る事業の啓発に努めてまいりたいと考えております。

具体的な施策の1つ目として、男女共同参画の理解促進事業ですが、男女共同参画週間などの国や県の推進事業を多様な媒体を通じて効果的な広報を行うとともに、各種研修会や出前講座の開催など、広く町民に向けた啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

また、2つ目ではありますが、多様なライフスタイルが選択できる環境の整備事業では、ワークライフバランスを推進するために、家庭の日を通じまして、家族を大切にする意識の醸成と誰もが多様で柔軟な働き方が選択実現できる社会を目指すため、仕事と家庭の両立支援を進める講座、イベント等の開催及び情報提供を行ってまいりたいと考えております。

3つ目として、男女平等を推進する学校教育の充実事業では、出前講座等を通じまして、男女の平等や相互理解と協力の重要性などを啓発していくとともに、性別にとらわれない多様な生き方ができるよう、男女共同参画の支援に立ったキャリア教育の支援や、関係諸機関と連携しての職業意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、働く場の環境の整備、再就職、再雇用の具体的な支援策についてではありますが、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、個性と能力を十分に発揮できる就業環境の整備が重要であると考えております。しかし、女性を取り巻く就労環境については十分満足できるものではなく、依然として課題が残っております。さらに農林水産業や自営商工業等においても、女性が経営上の意思決定に参画できるよう、事業主への働きかけを一層推進することが必要であると考えております。

そこで、男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進の具体的な施策といたしまして、事業主、経営者及び労働者を対象とした講座や、多様な媒体を通じましての男女雇用均等法の趣旨や男女の均等な待遇確保等について一層の理解を深め、定着を図るとともに、労働相談の実施や労使双方への適切な助言等により、妊娠、出産を理由に不利益を受けない職場環境づくりを促進してまいりたいと考えております。

次に、5点目、組織の構築と女性管理職の比率を上げる努力についてですが、管理職への女性登用等、女性の活躍推進に取り組む事業所などの認定や、優良事業の情報発信に努めるとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業支援を行い、各事業所における女性の活躍を推進してまいりたいと考えております。

最後の6点目ではありますが、男女共同参画社会基本法に沿った計画推進条例の制定についてではありますが、急速な人口減少による超高齢化社会が到来し、家族形成の形態の多様化や小規模化、雇用の不安定など多くの課題に直面しております。

このような中、町では那珂川町男女共同参画計画を平成27年2月に策定しまして、その実現に向けた歩みを着実に進めてまいったところではありますが、しかし、いまだ取り組むべき課題も多いことから、男女共同参画社会の実現に向けてより一層取り組みを進めてまいる必要があると考えております。

中でも、男女共同参画計画の3年目における成果と課題を検証した上で、議員ご質問の社会経済環境の変化や県の男女共同参画プラン4期計画を基本に、現状に即した計画への改定を優先すべく、町、町民、事業者が連携協力して、男女共同参画の取り組みを進めていくための推進条例につきましても、制定の可否を含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

[9番 益子明美君登壇]

○9番（益子明美君） 再質問させていただきます。

まず、この何で男女共同参画計画の推進の質問をしようかと思った背景に、今、私、監査をしているんですが、水道庁舎に出向きました。水道庁舎には女性トイレがありません。こういった庁内の環境が、本当に男女共同参画を進める上で、計画はあるのに実行がなされていない。それはどういったものなのだろうか、誰が気づかないのか、そして誰が言えないのかというところがあります。トイレの件に関しては別に、別途要望をしておりますので、それ一つに関して追及するつもりはございませんが、そういった現状が那珂川町の役場内ではまだまだある、形だけ男女共同参画計画をつくって推進しても、中身が伴わなければ何もならないというふうに思っています。

その根本的な問題として、推進組織のあり方というのが、役場の連絡会議というふうにありますけれども、そういった連絡会議というのは、課長が出るものだというふうに思っているんですが、その課長の数も女性は少ないですよ。そういった中で、本当に実りある男女共同参画計画が立てられるのかというふうに思います。そういった根本的な部分の庁内での男女共同参画への姿勢というのは、町長、どういうふうにお考えになるのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどの水道庁舎の女性トイレの件につきましては、女性監査委員ならではの視点と私ども重く受けとめまして、早急にその改善というのは庁内で検討させていただいたところでございます。

それから、女性の課長が少ないとか、そういうお話でございます。ただ、女性枠というのは別に設けてございません。男女全て平等だと思っておりますし、ある程度の年齢が来ますと管理職登用、こういう時期がまいります。そういう中で女性がその適齢にすれば当然管理職になっていただいております。

ただ、その中で定年までお勤めいただけない方もいらっしゃいます。そして、次の候補が来るまで年数がある場合があります。そこを抜擢で女性、女性枠だからということで、現在

はそういう登用はいたしておりませんが、いずれの時代かには課長が男女逆転する、こういう時代が間違いなく来るはずでございます。私が町長に就任しましてから採用しております職員、この方々につきましては間違いなく女性のほうが多いでございます。その中で男女逆転してしまう、こういう時代が必ず来ると考えておりますので、それに対応したこれからの計画も必要か、そんなふうを考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） これからの時代は女性も本当に活躍できる場がありますし、職員の数も女性と男性、半分半分というような状況があると思います。しかし、今現在どうなんだというところで、その女性トイレの問題を出させていただいたんです。

そういった性別に関係なく、町長は今、女性だから気がついたというような、女性ならではと言ったんですけれども、女性ならではないんですよ、男性も気づいて当然。それが男女共同参画の理念であるし、意義であるというふうに思っているんです。

そういう意味で上位の条例をきちんと理念を掲げて、この際つくっていただかないと、この計画というのは実効性のないもの、絵に描いた餅に終わってしまうということですので、まずは条例の制定が急務であるというふうに思いますが、まず、きちんとした理念を掲げてください。それによって計画を実行していく、その理念の構築からまずは進めていただきたいと思いますが、町長は条例制定に関してはどうお考えですか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 益子議員おっしゃるように条例制定、これは大事なことだと思いますけれども、その条例を制定する以前の理念、これをしっかり考える。先ほどの女子トイレの問題につきましては、私ども気がつかなかった、これは恥ずべきことかと反省をいたしております。

条例制定の前にやるべきこと、これはたくさんあるかと思っておりますので、そちらを庁内で検討させていただきたい、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 時間もないので余りあれですけれども、あらゆる暴力の根絶に取り組むと、一番最初に教育長の答弁がありました。暴力の中には身体的暴力だけではないんですよ。心理的な攻撃とか経済的な負担とかさまざまあるんです。そういった認識が役場庁舎

の中できちんと統一が図られているのか、そういった部分も踏まえてこの条例制定というのが必要であるし、大切なものというふうに思っています。

一つ、そういった暴力関係、またはあらゆることでまた男女共同参画に関しての相談を受けたとき、役場の中ではどこが窓口になっていて、それは対町民の窓口、それから役場職員の中の窓口というのはどういうふうな体制になっているのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） DVに関しましては、子育て支援課のほうで窓口になります。ただ、DVにつきましては、福祉事務所があるところが最終的な担当といたしますか、になりますので、市の場合は福祉事務所がありますので、那珂川町の場合はありませんので、県北健康福祉センターにあります福祉事務所に相談を受けたらつなぐような形で、あと県のほうに配偶者の暴力対策センターというのがありますので、そちらとも連携をして行うというふうな形になっております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 役場内にきちんとした相談窓口、そして、職員への対応窓口というのは設置は急務です。本当に男女共同参画社会を形成するまちづくりを考えるのであれば、まずは役場の庁舎内から改革をしてください。

日本国憲法において個人の尊厳尊重と法のもとの平等がうたわれておりますので、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別により差別的な取り扱いを受けることなく、男女が個人としての能力を発揮できるような社会、また、男女が性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択できる地域社会づくりを目指して、役場みずからが改革に乗り出していただけることを望んで、質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 9番、益子明美さんの質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時31分